

令和2年第9回定例会

湯前町議会会議録

開会 令和2年12月14日

閉会 令和2年12月21日

熊本県球磨郡湯前町

令和2年第9回定例会

会 期 令和2年12月14日（月）から 8日間
令和2年12月21日（月）まで

会 期 日 程 表

月	日	曜	区分	時 刻	日 程
12	14	月	本会議	午前10時	開会宣言、会期の決定、諸般の報告、行政報告、議案審議、一般質問
	15	火	休 会		
	16	水	休 会		13：30 全員協議会
	17	木	休 会		14：00 企画経済建設常任委員会 16：00 総務厚生文教常任委員会
	18	金	休 会		
	19	土	休 会		
	20	日	休 会		
	21	月	本会議	午前10時	議案審議

第 1 号

1 2 月 1 4 日 (月)

令和2年第9回湯前町議会定例会

[第1号]

令和2年12月14日
午前10時03分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3		諸般の報告
日程第4		行政報告
日程第5	議案第61号	工事請負契約の変更について
日程第6	議案第62号	工事請負契約の変更について
日程第7		一般質問

2. 応招議員

1番	吉田精二	2番	西靖邦
3番	遠坂道太	4番	椎葉弘樹
5番	森山宏	6番	黒木龍次
7番	味岡恭	8番	金子光喜
9番	山下力	10番	倉本豊

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 西村洋一 議会事務局主事 勘米良康隆

7. 説明のために出席した者

町		長	長	谷	和	人	副	町	長	富	安	智	詞
教	育	長	中	村	富	人	総	務	課	高	橋	真	誠
税	務	長	堤	田	真	由	教	育	課	北	崎	克	介
保	健	長	高	木	堅	介	建	設	水	道	越	一	己
企	画	長	本	山	り	か	農	林	振	興	森		彦
社	会	長	工	藤	陽	平							

開会 午前10時03分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） ただいまから、令和2年第9回湯前町議会定例会を開会します。これから、お手元に配布の議事日程表に従い、本日の会議を開きます。

日程に入ります前に、まず、議長就任の御挨拶を申し上げます。議員の皆様、執行部の皆様、また町民の皆様におかれましては、平素から議会活動に対し、深い御理解と御協力をいただき、心から感謝を申し上げます。

さて、令和2年11月15日執行の町議会議員一般選挙におきまして、町民の厳粛な信託を受けました新人2名を含む10名の議員が誕生いたしました。その後、11月27日開催の臨時会において、議員各位の御推挙を賜り、伝統ある湯前町議会の第28代議長に引き続き就任することになりましたことは、身に余る光栄でありますとともに、その責任の重さを痛感しているところでございます。もとより微力ではありますが、誠心誠意務めてまいりますので、皆様方の更なる御理解とご協力をお願いいたします。

現在、本町を取り巻く環境は、産業・福祉・教育など、あらゆる部門で多くの課題を抱えていたところに、今年は新型コロナウイルスの感染拡大や、7月豪雨により大災害が発生するなど、正に非常事態といっている状況にあらうと思えます。

このような中、議会はどう対応すべきか、議員はどう行動すべきかを考えたとき、まずは、町執行部と一致団結をしまして、新型コロナウイルス感染症の予防対策の徹底と災害復旧の早期完成を目指すことが、大事ではないかと思っておりますし、町民の皆様の安心安全を担保することこそが何よりも考えます。また、そのほか課題につきましては、議員各位いろいろ考えがあることは当然のことですが、何事も町民の幸せを第一に、町民ファーストで議論をしていくことが、議会議員の務めだと思っております。

次に、長谷町長に一つお願いをしておきたいと思えます。現在町長は、新型コロナウイルスと災害復旧の対応に関し、最前線で奮闘されていることは、議会も高く評価しております。ただ、復旧の道筋が整った後は、ある程度は職員にお任せになりまして、町長は災害復旧後のまちづくりについて、「新たな施策の種」を蒔いておく準備も必要であらうと思っており、どんどん提案をいただき、議論をし、町民の幸せづくりへ邁進していければと思います。

最後に、このような厳しい状況であるからこそ、町民が一体となって知恵を絞り乗り越えることで、結果、湯前町が発展したと喜べる日が来るよう心から祈念いたしまして、重ねて議員の皆様、町民の皆様の御協力、御指導を心よりお願いし、意を尽くしませんけれども、議長就任の挨拶とさせていただきます。

以上で、就任の挨拶を終わります。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（倉本 豊君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、遠坂議員、椎葉議員を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（倉本 豊君） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月21日までの8日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月21日までの8日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（倉本 豊君） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

なお、11月27日開催の臨時会において議会構成が変更となっております。変更前の開催分は変更前の役職で報告いたします。

9月25日、多良木菅原神社において、高橋政重翁祭典が開催されましたので、出席しました。

同日、熊本市において、富安新副町長就任に伴う熊本県との意見交換会が開催されましたので、味岡副議長と共に出席しました。意見交換の内容は、令和2年7月豪雨災害の復旧、くま川鉄道の復旧、その他県からの技術指導・財政支援のお願いなど、広範囲にわたり意見交換を行いました。

9月28日、人吉市において、9月定例郡議長会議が開催されましたので、出席しました。会議では、会長である多武球磨村議長から、令和2年7月豪雨において被災したことにより、会長職務の執行が難しいとの理由により、辞任の意向が伝えられておりましたので、役員改選が行われ、会長に岡村五木村議長、副会長に金山錦町議長が選任されました。

10月2日、熊本市において、熊本県町村議会議員研修会が開催されましたので、黒木龍次議員を除く全議員で出席しました。講師に 防災システム研究所所長 防災危機管理アドバイザー山村武彦氏をお迎えし、演題は「これからの防災のあり方」でありました。講演では、「災害が起きた後の避難訓練では命は守れない。災害が起きた時の訓練こそが大事である。」と述べておられました。

10月8日、あさぎり町において、上球磨正副議長会が開催されましたので、味岡副議

長と共に出席しました。新型コロナウイルスの影響により、各事業の実施は極めて難しい状況ではありますが、準備だけは行っておくことが決定しました。

終了後、上球磨4町村長と上球磨正副議長会との意見交換会が開催されましたので、味岡副議長と共に出席しました。会議の中で、公立多良木病院についての各町村長・正副議長の立場で考えを述べられましたが、病院経営改革の必要性和赤字補填的な繰出し金の支出は難しいとの意見が大半を占めました。

10月15日、人吉市において、10月定例郡議長会議が開催されましたので、出席いたしました。会議では、令和2年度球磨郡町村議会議員研修会について協議が行われ、新型コロナウイルス対策を十分に行い開催する方向で決定しました。

10月23日、湯楽里において、JTの森前夜祭が開催されましたので、味岡副議長、遠坂経済建設常任委員長と共に出席しました。

10月26日、西米良村において、災害協定調印式が開催されましたので、出席しました。

11月2日から3日にかけて、宮崎市において、令和2年度人吉・日向間一般国道(388・446号)整備促進期成同盟会要望活動が開催されましたので、出席しました。

11月6日、人吉市において、令和2年7月豪雨からの復旧・復興及び治水対策のあり方等に対する御意見・御提案をお聴きする会が開催されましたので、出席しました。議員各位から取りまとめた内容を、蒲島知事にお伝えしました。

先の定例会で議決した議員派遣の報告書は、議長室にありますので、そちらをご覧ください。

なお、緊急議員派遣については、タブレット掲載の一覧表のとおりです。報告書は同じく議長室にありますのでご覧ください。

湯前町監査委員から9月、10月、11月の「例月現金出納検査結果報告書」が、タブレット掲載のとおり議長あてに提出されています。

本定例会の説明員は、町長、執行機関代表及び委任された説明員として、課長職並びに各課担当職員が通知されております。

これで、議長の報告を終わります。

○議長(倉本 豊君) 続いて、一部事務組合議会の結果の報告を行います。

人吉球磨広域行政組合議会の報告を求めます。

○4番(椎葉弘樹君) 4番議員の椎葉です。人吉球磨広域行政組合議会の報告を行います。令和2年第4回定例会が11月30日、人吉球磨クリーンプラザ大会議室で開かれました。会議の冒頭で西議員と、私がそれぞれ就任の挨拶を行いました。

全員協議会において、議員定数の削減に関する資料が配布されました。当組合の所管であった、福寿荘と公立多良木病院検診車の各事業がなくなり、本年度は人吉球磨ふるさと市町村圏特別会計も廃止になることから、議員定数の削減は今後の検討課題となり

ました。なお、現在の議員定数は 30 人で熊本県内の一部事務組合では、最も多い数になります。

令和元年度の決算は、特別委員会の報告を受け、全会一致で認定しました。

令和 2 年 7 月豪雨で被災した汚泥再生処理センターの災害復旧工事請負契約 19 億 4,700 万円を本会議で議決しました。発注先は、日立造船株式会社九州支社です。4 月の本復旧に向けた工事請負費と 9 月中旬からの仮復旧に係る汚泥処理委託料の予算は、国庫補助金と起債で充当し、10 月 1 日に専決処分しています。

民間企業に併せて職員の期末手当を 0.05 引き下げる条例改正は、人吉市議会の塩見寿子議員が、コロナ禍で給料を下げるべきではないと、一人反対されました。

一般会計補正予算では、職員給与の引下げや、人吉球磨クリーンプラザの法面崩壊の施設復旧工事費 514 万 8,000 円などを議決しました。

議員選出の監査委員は、これまで私が約 1 年半努めてまいりましたが、今回の議員改選により、山江村議会の赤坂修議員が新たに選任されました。

本定例会の会期は 12 月 25 日までで、最終日に一般質問と人吉球磨ふるさと市町村圏特別会計を廃止する条例改正などの議案審議を行います。

以上で、人吉球磨広域行政組合議会の報告を終わります。

○議長（倉本 豊君） 次に、球磨郡公立多良木病院企業団議会の報告を求めます。

○3番（遠坂道太君） 球磨郡公立多良木病院企業団議員の遠坂です。令和 2 年第 4 回球磨郡公立多良木病院企業団議会の報告をいたします。

令和 2 年第 4 回定例会は、12 月 4 日金曜日に招集し、会期を 1 日とし、今回の定例会は、湯前町議会一般選挙後初めての議会ということで、開会後は改選に伴い新たに湯前町より 2 名の議員が、当病院企業団議員に選出されました。また議長欠員に伴う議長選挙につきましては、多良木町選出の林田俊策議員が指名推選により指名されました。

議会運営委員会においては、委員に多良木町の中村正徳議員、委員長に私遠坂が選任されました。

追加日程につきましては、一般質問が 2 件及び議案 1 件を慎重に審議した結果、原案どおり可決されました。

議案第 14 号は、令和 2 年度球磨郡公立多良木病院企業団病院事業、介護老人保健施設事業及び総合健診センター事業会計補正予算について、給与のマイナス改定に伴うものと、当初予算との人員調整、早期退職に伴う特別負担金、コロナウイルス感染症に伴う機器備品購入費の計上が主なものでした。

なお、一般質問では、あさぎり町選出の小見田議員から、ポストコロナの医療提供体制と地域医療構想の推進状況について、多良木町選出の久保田議員から経営改善の聴取日について、小児科推進状況について、老健施設のコロナ対策について、を問われまし

た。

以上、球磨郡公立多良木病院企業団議会の報告を終わります。

○議長（倉本 豊君） 次に、上球磨消防組合議会の報告を求めます。

○8番（金子光喜君） おはようございます。前任期の間、消防組合議会議員をしておりました金子です。上球磨消防組合議会の報告をさせていただきます。

令和2年第4回上球磨消防組合臨時会は、11月24日午後4時より、上球磨消防署会議室において開催されました。審議内容は消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正するというもので、人事院勧告に伴い、職員の期末手当を減額することについて、原案のとおり可決いたしました。

以上で、上球磨消防組合議会の報告を終わります。

○5番（森山 宏君） この度の湯前町の改選によりまして、私、森山が金子議員の後、上球磨消防組合議会のほうに行くようになりました。

上球磨消防組合議会の報告を行います。

令和2年第2回上球磨消防組合議会定例会が、令和2年12月3日に消防署研修室で開催されましたので、出席いたしました。会期は、12月3日の1日限りに決定いたしました。

日程第4、上球磨消防組合消防庁舎建設調査特別委員会委員の補充選任については、私、湯前町議会選出の森山が選出されました。

日程第5、同意第1号、監査委員の選任同意については、水上村選出の米本議員の選任同意がなされ、全員賛成で選任されました。

日程第6、認定第1号、令和元年度上球磨消防組合一般会計歳入歳出決算認定については、原案どおり認定されました。

日程第7、議案第8号、令和2年度上球磨消防組合一般会計補正予算（第2号）については、歳入歳出それぞれ534万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を6億7,365万2,000円にすることを可決いたしました。

日程第8、一般質問には、多良木町議会選出の猪原議員が、新消防長の所信について、あさぎり町議会選出の橋本議員が、職員定数管理等についての質問をいたしました。

以上、令和2年第2回上球磨消防組合議会定例会の報告を終わります。

引き続き、上球磨消防組合消防庁舎建設調査特別委員会が開会され、上球磨消防組合消防庁舎等改築工事については、11月末までに60パーセントの進捗率であり、コロナ感染拡大を注視しながら、工期であります令和3年3月の工期内完了を予定されております。併せて、外構、舗装工事も完工予定である旨の報告を受けております。

以上、上球磨消防組合議会の報告を終わります。

○議長（倉本 豊君） これで、諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（倉本 豊君） 日程第4、「行政報告」、町長の行政報告を求めます。

○町長（長谷和人君） おはようございます。お世話になります。それでは、第9回湯前町議会定例会に当たりまして、行政報告を行います。主な行政報告のみ行わせていただきます。12月の町長行政報告をご覧いただきたいと思います。

9月9日から18日、第6回議会定例会本会議が開会されましたので、出席いたしました。

9月17日、川辺川ダム建設促進協議会が熊本県庁で開催されましたので、出席いたしました。5ページのほうに、その要望書を添付いたしておりますので、後ほどご覧いただきというふうに思います。

9月25日、人吉球磨広域行政組合定例理事会が人吉市で開催されましたので、出席いたしました。主な議題は、令和2年7月豪雨災害に係る汚泥再生処理センター復旧事業の進捗について、自家用車の公務使用に関する取扱規定の制定について、その他でした。

引き続き、くま川鉄道株式会社臨時取締役会が開催されましたので、出席いたしました。

同日、球磨郡定例町村長会が人吉市で開催されましたので、出席いたしました。主な議題は、球磨川の河川整備と道路をめぐる最近の動きについて、各団体からの要望について、令和元年度事業報告と決算について、その他でした。

9月28日、川辺川ダム建設促進協議会による九州地方整備局要望活動が福岡市で開催されましたので、出席いたしました。

9月29日、区長会を保健センターで開催しましたので、出席いたしました。

9月30日、湯楽里株式会社取締役会を開催しましたので、出席いたしました。

同日、湯前町農業公社理事会を開催しましたので、出席いたしました。

10月1日、富安副町長就任式、職員辞令交付式並びに職員全体朝礼を保健センターで行いましたので、出席いたしました。

同日、災害復旧係で雇用する会計年度任用職員の辞令交付式を町長室で行いましたので、出席いたしました。

10月6日、球磨川豪雨検証委員会が熊本県庁で開催されましたので、出席いたしました。

10月8日、上球磨正副議長会があさぎり町で開催されましたので、出席いたしました。

10月9日、川辺川ダム建設促進協議会による熊本県知事・副知事との面談が熊本県庁で開催されましたので、出席いたしました。

同日、JR九州商事株式会社からの災害見舞金贈呈式を応接室で開催しましたので、

出席いたしました。

10月12日、国道219号整備の新たな広域道路ネットワーク計画に関し、国道沿線の町村長への協議会が開催されましたので、出席いたしました。当日は、会長でございます押川西都市長、副会長の黒木西米良村長が同行されております。

10月13日、球磨郡定例町村長会が人吉市で開催されましたので、出席いたしました。主な議題は、球磨川の河川整備と道路をめぐる最近の動きについて、管内主軸事業上京要望について、その他でした。

10月19日、4期成会による熊本県知事、県議会議長及び九州地方整備局への要望会が開催されましたので、出席いたしました。

10月20日、第7回議会臨時会が開会されましたので、出席いたしました。

同日、議会全員協議会が開催されましたので、出席いたしました。

10月21日 川辺川ダム建設促進協議会による国土交通省要望活動が東京都で開催されましたので、出席いたしました。

10月26日、西米良村・湯前町の災害時相互応援協定の調印式が、西米良村で開催されましたので、出席いたしました。これは令和2年7月豪雨災害を契機に、自然災害の発生時に、熊本県と宮崎県をまたぐ両町村の災害活動に必要な職員の応援派遣、物資支援、避難所支援などを行う協定を締結したものでございます。

11月2日、県道五木湯前線・幸野染田線改良貫通促進期成会要望会が熊本県庁で開催されましたので、出席いたしました。

同日、人吉日向間一般国道388・446号整備促進期成同盟会要望活動が宮崎県庁で開催されましたので、出席いたしました。

11月6日、農業機械購入補助金交付決定に伴う説明会を開催しましたので、出席いたしました。

同日、球磨川の治水を検討する新たな協議の場の設置及び住民様の御意見・御提案をお聞きする会が人吉市で開催されましたので、出席いたしました。

同日、農業公社理事会を開催しましたので出席いたしました。

11月9日、くま川鉄道株式会社臨時取締役会が人吉市で開催されましたので、出席いたしました。

11月11日、国有林野等所在市町村有志協議会が熊本市で開催されましたので、出席いたしました。

同日、災害復旧促進全国大会が東京都で開催されましたので、副町長を出席させました。

11月12日、九州地方国道整備促進総決起大会及び地元選出国會議員への要望活動が東京都で開催されましたので、出席いたしました。

同日、治水事業促進全国大会が東京都で開催されましたので、出席いたしました。

11月14日、J R九州商事株式会社より、代表取締役社長関信介様をお迎えし、J R九州商事社員やその家族等約80人が参加し、活動では上球磨森林組合の協力のもと、馬場区の仁原川沿いの町有林へスギ苗木の植林の活動を行いました。

11月17日、4期成会による国土交通省、地元選出国會議員等への要望会が東京都で開催されましたので、出席いたしました。

11月19日、J T株式会社本社及びB & G財団へ表敬訪問を行いました。

同日、全国治水砂防促進大会が東京都で開催されましたので、副町長を出席させました。

11月20日、全国過疎自立促進連盟総会及び総決起大会が東京都で開催されましたので、出席いたしました。ここで、15ページのほうをご覧いただきたいと思います。決議書でございますけれども、大変重要な部分でございますので、読み上げさせていただきたいというふうに思います。

新たな過疎対策法の制定等に関する決議

過疎対策については、昭和45年に制定された「過疎地域対策緊急措置法」以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げてきたところである。

しかしながら、人口減少や少子高齢化が急速に進んでいる過疎地域では多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、このままでは地域を維持できなくなるような危機的な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

また、今般の新型コロナウイルス感染拡大を機に、テレワーク等の普及により都市から地方への移住が促進され、東京一極集中を是正する受け皿として過疎地域が再評価されるなど、国全体に対して過疎地域が果たしている役割は大きい。

過疎地域がそこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は、令和3年3月をもって失効することとな

るが、引き続き、総合的な過疎対策を充実・強化し、過疎地域の振興・持続的発展が図られるよう新たな過疎対策法の制定を強く求めるものである。

なお、新たな過疎対策法においては、下記事項について特段の配慮を要請する。

記

- 1、過疎地域が果たしている役割を評価し、「過疎地域の持続的発展」を新たな過疎対策の理念として確立すること
- 2、新たな過疎法においても、現行法第33条に規定するいわゆる「みなし過疎」と「一部過疎」を含めた現行過疎地域を維持して指定対象とすることを基本としつつ、過疎地域の指定要件と指定単位については、過疎地域の特性を的確に反映したものとすること
- 3、地方交付税を充実し、過疎市町村の財政基盤を確立するとともに、過疎対策事業債の対象事業を拡大すること
- 4、過疎地域における産業振興、雇用拡大、子育て支援、関係人口創出等の施策を推進すること
- 5、過疎地域のインフラ整備を推進し、住民が安心・安全に暮らせるための生活基盤を確立すること

以上、決議がなされたところでございます。議員各位におかれましては、本町におきます生き残り策として、大変な法律でございますので、引き続き御支援をいただくようお願いするところでございます。

それでは、元の行政報告に戻っていただきたいというふうに思います。

11月27日、第8回議会臨時会が開会されましたので、出席いたしました。

同日、令和3年度当初予算編成説明会を洋会議室で開催したので、出席いたしました。

11月30日、人吉球磨広域行政組合議会定例会が人吉市で開会されましたので、出席いたしました。

12月3日、上球磨消防組合議会定例会が開会されましたので、出席いたしました。

12月4日、高齢者叙勲旭日単光章受賞伝達式を町長室で挙行いたしました。受賞者は、東田務様、嶋田貞夫様でした。

同日、球磨郡公立多良木病院企業団議会定例会が開会されましたので、出席いたしました。

12月7日、議会全員協議会が洋会議室で開催されましたので、出席いたしました。

同日、議会運営委員会が開催されましたので、出席いたしました。

12月9日、湯前町、西米良村及び球磨村長の3町村による国道219号の災害の早期復旧及び整備促進に係る九州地方整備局に要望活動を行いましたので、出席いたしました。

同日、人吉市において新型コロナウイルス感染症の発症が確認されたため、湯前町新

型コロナウイルス感染症対策本部会議を行いました。

12月10日、JAくま中球磨ライスセンター再編整備工事及びJAくま錦カンントリーエレベーター再編整備工事の起工式がそれぞれ開催されましたので、出席いたしました。

同日、湯前町新型コロナウイルス感染症対策本部会議を行いましたので、出席いたしました。

以上、行政報告を終わります。

○議長（倉本 豊君） これで、行政報告は終わりました。次へ進みます。

-----○-----

日程第5 議案第61号 工事請負契約の変更について

○議長（倉本 豊君） 日程第5、議案第61号、「工事請負契約の変更について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第61号、工事請負契約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

湯前町農村環境改善センター大集会場改修工事請負契約について、契約の金額に変更が生じたので、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いたします。

○教育課長（北崎真介君） おはようございます。議案第61号、工事請負契約の変更につきまして、御説明申し上げます。タブレットのほうは、議案61、工事請負契約の変更について、をご覧ください。

本年6月24日の第4回臨時会におきまして御可決いただきました、湯前町農村環境改善センター大集会場の改修工事請負契約につきまして、今回変更いたしたく御提案するものでございます。

1 契約の目的、2 契約の方法、4 工期、5 契約の相手方につきましては、変更ございません。

3 契約の金額につきましては、変更前金額は1億956万円でしたが、今回1億1,244万623円に変更するものでございます。288万623円の増額変更となります。これらはいずれも税込の金額になっております。

参考資料としまして、仮契約書を添付しております。また、変更内容の説明資料としましては、12月7日の全員協議会資料⑤教育課所管工事の進捗状況について（報告・議案説明）に添付しておりますとおりでございます。

よろしくお願いたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから、議案第 61 号、「工事請負契約の変更について」を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第 61 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 6 議案第 62 号 工事請負契約の変更について

○議長（倉本 豊君） 日程第 6、議案第 62 号、「工事請負契約の変更について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 62 号、工事請負契約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

湯前中学校外部改修工事請負契約について、契約金額に変更が生じたので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○教育課長（北崎真介君） 議案第 62 号、工事請負契約の変更につきまして、御説明申し上げます。タブレットのほうは、議案 62、工事請負契約の変更について、をご覧ください。

本年 10 月 20 日の第 7 回臨時会におきまして御可決いただきました、湯前中学校外部改修工事請負契約につきまして、今回変更いたしたく御提案するものでございます。

1 契約の目的、2 契約の方法、4 工期、5 契約の相手方につきましては、変更ございません。

3 契約の金額につきましては、変更前金額は 9,927 万 3,000 円でありましたが、今回 9,972 万 5,396 円に変更するものでございます。45 万 2,396 円の増額変更となっております。これらはいずれも税込の金額でございます。

参考資料としまして、仮契約書を添付しております。また、変更内容の説明資料とし

ましては、12月7日の全員協議会資料⑤教育課所管工事の進捗状況について（報告・議案説明）に添付してあるとおりでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第62号、「工事請負契約の変更について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

○議長（倉本 豊君） ここで、休息のため休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時45分

再開 午前10時59分

-----○-----

日程第7 一般質問

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

日程第7、「一般質問」を行います。本定例会における通告者は3名です。それでは、順番に発言を許します。

一つ、新型コロナウイルス対策の現状と課題について、一つ、役場庁舎及び周辺整備について、金子議員の質問を許します。

○8番（金子光喜君） 改めまして、おはようございます。今回8番になりました金子です。改選後最初の議会で、トップバッターで質問させていただきますことを大変うれしく思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

私は通告しておりました、一つ、新型コロナウイルス対策の現状と課題についてと、役場庁舎と周辺の整備について、この2点を質問させていただきます。

まず、一つ目の新型コロナウイルス対策の現状についてですが、ここに来て先日9日に人吉市での感染者の発表があり、その後の調査でご家族の方一名の感染も報告され、管内でも緊迫した状態になってまいりました。町内にも現実的な不安が広がっているよ

うにも思います。

これまでも感染予防に対して様々な対策がなされ、感染拡大を最小限にとどめる取組がされていると思いますが、現状の対策についての説明を、まず求めさせていただきたいと思います。

○総務課長（高橋 誠君） これまでの新型コロナウイルスの対策等について、御説明します。今現在、全国でコロナの発生のほう、第2波、第3波を迎えているところで、全国的に拡大が爆発しているように、報道関係でも取りざたされております。また、死者の数といったものも増えておりまして、ここは議員おっしゃられますように、強い危機感を持って対応しなければいけないというところがございます。先日人吉市のほうでも感染者が出たところで、先週役場のほうの課長会による新型コロナ対策本部の会議のほうも議論を重ねてまいりました。

そういった中で、第一にはリスクを下げるということを念頭に置いて、これまで取り組んできたところがございます。令和2年2月、3月からでしたでしょうか、本格的にこのコロナが発症した後、国のほうでも非常事態宣言を出されるなど、対策を、危機感を持って対処するよう都道府県に通達されたところがございます。

そういった中で、本町におきましては、先ほど申しましたように、随時対策本部の会議を行って、国の非常事態宣言対応、郡市で発生した場合の対応、町の対応方法など、リスクレベルも含めてですね、その設定も含めまして行ってきたところがございます。

その他、公共施設の臨時休館等も要請といえますか、国の要請を受けて、県の要請を受けて行ってきたところがございます。

また、小学校、中学校におきましては、マスク等足らない、品薄になったというところで、本町からは2月27日に1,080枚、4月13日に5,700枚、5月11日に5,400枚というふうな、マスクを学校、保育園、高齢者施設、医療機関のほうに配布をしたところがございます。併せて、アルコール消毒液も配布したところがございます。

商工会におかれましては、いろんな経済施策・対策等も講じられておりまして、営業時間の短縮、そういったものも着手されたと聞いておりまして、経済的にかなりダメージを受けられたとっております。

また、役場側、役場庁舎内と申すべきでしょうか、公共施設の窓口へのエチケットパネルですか、そういったものを設置するなど、また職員においては、その間によってですね、早出・遅出を組み合わせた時差出勤、祝日等を組み合わせた勤務日の変更、そういったものを組み合わせながらですね、職員間の接触時間の短縮、対応を行ったということがございます。

また、先の大雨豪雨、7月の大雨豪雨ですか、そのときに関しましても、もし避難者の方で発症した場合、発熱された場合の対応として、専用の避難所を設ける、公用車を

設ける、そういった取組を行いまして、また職員も、誰が対応するかというところまで議論を重ねて行ったところでございます。発症しなかったというのが一番良かったのですけれども、そういった取組を行ってきております。

また、新型コロナ地方創生臨時交付金、これについても、財源を元にした感染予防のための消耗品であったり、備品であったり、そういったものを順次取り揃えながら行っているところでございます。

今、本町を含んで球磨郡に発症していないということは、こういった役場の行政がそういった対策を万全にしたことではなくて、やはり町民皆様が感染予防対策の意識が高い、そういったものがありまして、協力いただいていることが一番この感染が球磨郡に入ってきていないことにつながっているのかなと思っております。

今後年末年始も含めますので、引き続き警戒感を持って、町民の方には感染予防に取り組んでいただきたいと思っております。以上のような取組を行ってきたところでございます。

○8番（金子光喜君） 町のほうとしても、いわゆる試行錯誤を重ねながら、様々な取組をやってこられたのが分かりました。

苦労してやられたことなどもたくさんあったかと思えますけれども、先ほど担当課長のほうから町民の皆様の御協力があつてこそというお話もありましたし、これはそれぞれの職員の皆さんの御協力といいますか、職員の皆さんの努力というのがそこにあったのかなと思えますけれども、そこにはしっかりとした町長からの指示なり、心構えがあつたのかと思えますけれども、そのへん町長のほうにもお伺いさせていただきたいと思えます。

○町長（長谷和人君） 今年1月末から始まりましたこの新型コロナ感染症でございますけれども、今金子議員がおっしゃいましたように未知の部分がございます、非常に正直分からない部分がたくさんあったわけでございます。

その中で、県あたりの情報を取りながら、そして担当しております保健福祉課ですか、こちらからの最新情報も重ねながら、感染関係の予防策といいますか、そちらのほうにつきまして、できることから先にさせていただいたというところでございます。

先ほど総務課長が答弁いたしましたように、新型インフルエンザ用に備蓄しておりましたマスク、これも小学校、保育園、医療機関、一番先に人吉球磨に、私が指示させまして無料で配布させたのが本町でございます、やることができることはその場で即刻やれというふうなことも実は指示をしておりますので、今後ともそういう気持ちで、感染予防対策を講じていきたいと、かように思っておりますのでございます。

○8番（金子光喜君） これまでの本町の取組の中での、備蓄倉庫にしっかりと危機を予測したかたちで、インフルエンザだったかもしれませんけれども、それがうまく機能できたということは非常に評価できるところだと思いますし、今後もその活動といいます

か、その取組というのはしていく必要があるのかなと強く感じているところであります。

以前ですけれども、9月10日のですね、全員協議会の中で、新型コロナウイルス対応の地方創生臨時交付金、先ほど町長から言われましたけれども、二次申請の内容の説明をいただきました。実現できた部分と未実施の部分もあるかと思いますが、先日ですけど、町民の方に届けられ大変喜ばれています湯前町地域活力応援給付金でしたか、その状況とかですね、また様々に国の制度とかを利用したかたちの疲弊した経済を守るための交付金なり、そういうことの運用状況について、お伺いさせていただきたいと思います。計画の進捗状況と併せてですね、担当課それぞれに取組についての説明をいただきたいと思います。

○企画観光課長（本山りか君） 交付金の申請につきましては、企画観光課で取りまとめを担当しておりますので、概要についてまず私のほうから御説明をさせていただきます。

臨時交付金事業の申請件数は、全部で37事業となっております。大半の事業につきまして、概ね現在計画どおりに進んでいる状況でございます。

事業完了の時期でございますが、37事業の内、既に完了した事業が3事業、年度内に完了する見込みの事業が28事業、次年度に繰り越し見込みとなっている事業が6事業となっております。繰り越し見込みの事業は全てハード事業となっておりますが、来年度末までには全て完了する予定としております。

なお、事業のですね、それぞれの分野ごとの御説明につきましては、所管課の担当からそれぞれ申し述べさせていただきます。

まず、私企画観光課でございます。商工業者向け支援事業について、御説明いたします。プレミアム商品券事業は、発行額の全てが9月中に完売いたしまして、後は換金の手続きのみとなっております。休業要請協力金事業と商工業者経営持続化補助金事業は、現在申請を受け付け中ございまして、2月中旬に受付けを終了予定としております。

また、テイクアウト食事券事業につきましては、今月10日から2月末までを利用期間といたしまして、現在実施中でございます。

飲食店感染予防対策補助金事業は申請受け付け中で、2月末に受付けを終了予定としております。

なお、まんが図書館の前ですね、3密対策のハード整備事業について、でございますが、これは年内に入札を行いまして、ただ工事自体ですね、こちらのほうは繰り越しということで現在考えております。以上でございます。

○総務課長（高橋 誠君） 総務課関係におきましては、役場関係、非常に県内・県外、職員以外ですけれども、そういった出入りがあるところございまして、これについては

役場の玄関の自動ドア化を着手しているところでございます、間もなく発注する予定の段取りまで来ております。

もう一つは、避難所や公共施設での感染防止、このための備品、消毒液、AEDも含めましてですね、これも発注する予定で3月までには全て揃う予定でございます。

光ブロードバンドの回線速度のトラフィックの落ち込みを抑える事業、これについては先日土曜日でしたか、施工いたしまして、今その前後の比較の検証を行っているというふうなところでございます。以上です。

○保健福祉課長（高木堅介君） 保健福祉課の状況をお知らせします。主なものは、出産・育児特別定額給付金でございます。これは、国が実施しました特別定額給付金10万円ですけれども、この対象にならなかった新生児を対象としまして、出産・子育てにかかる生活支援としまして、出生されたお子さんに特別定額給付金10万円を支給するものでございます。これにつきましては、準備が今整っております、既に出生された対象者にはこれから順次申請書を配付することとしております。それから、今後出生される対象者におかれましては、出生祝い金の交付式の際に一緒に交付することとしております。

それから、今年度コロナ関係で集団健診が例年5月に実施しておりますけど、今週12月16、17、18日に実施することになりまして、冬の寒い時期ということで、それから屋内での密集を避けるために、待合室を屋外のテントも用意することとしております。その際、防寒対策としまして、テントの横に、ぐるっと幕を張るものを購入しております。これはもう購入済でございます。今空調の更新工事も行っておりますけれども、屋内は暖房を効かせまして、屋外、それから暖房が足りなそうなところにはストーブを置きまして、防寒対策をすることとしております。以上です。

○税務町民課長（堤田真由美君） 税務町民課のほうでは、湯前町地域活力応援給付金と湯前町出身大学生等生活支援給付金について担当いたしました。

湯前町地域活力応援給付金については、10月20日現在の基準日としまして、全住民3,767人、高校生以下を506人含みまして、8,546万円を12月9日に給付いたしました。

それから、出身大学生等の生活支援給付金につきましては、町外の高校生が6名と、それから大学生等については61名の申請がありまして、こちらにつきましては12月16日に交付の予定としております。以上です。

○農林振興課長（稲森一彦君） 農林振興課のほうでは、8件の事業を予定しております。この内2件につきましては、JAさんが実施するカントリーエレベーター、またお茶工場関係でございますので、これにつきましては補助裏になります負担金を支出ということになっております。残りのほかにつきましては、実際農林振興課のほうで対応します交付金事業になります。

一つ目が、新型コロナウイルス感染症対策農林業経営持続化支援事業でございます。これにつきましては、現在受け付け中でございますけれども、現在まで花卉農家の方で2件、肥育農家の方で3件の申請があつているところでございます。

続きまして、肥育牛経営緊急支援事業補助金でございます。これにつきましては、今回の新型コロナウイルス感染症の影響により、やむを得ず出荷時期を調整し、計画的に出荷を行う場合に、出荷頭数に応じて掛り増し経費、出荷延長に伴います飼料代について、国がこの事業を発動した場合に町の上乗せとして対応するようにしておりますけれども、現在まで国のほうの発動がなされておられませんので、現在のところ執行がございません。

続きまして、湯前町優良肉用牛子牛生産推進緊急対策事業でございます。これにつきましては、球磨家畜市場の出荷される子牛につきまして70万円を下回った場合ということで、湯前町から繁殖農家に対して出荷頭数に応じて支援をするものでございますが、これにつきましては今農林振興課のほうで調査をいたしておりまして、対象者の方に申請をしていただくように通知を差し上げる準備を行っているところでございます。

続きまして、湯前町優良肉用肥育牛生産安定対策事業でございます。これにつきましては、国のほうで牛マルキンが発動された場合に、そこに上乗せをするというふうな事業でございます。これについても、牛マルキンのほう今調査をしておりまして、対象農家の方々には通知をする予定といたしております。

続きまして、農業経営持続化支援対策機械等利用事業でございます。これにつきましては、農家の方々の負担を軽減するために刈り払い機等の機械を購入することと、その保管用の倉庫を建設するようにしております。保管用の倉庫から先に着手するようにいたしまして、今その設計のほうの契約まで終わっております。進捗状況を見ながら、機械のほうの導入も併せて行っていきたいというふうに考えております。

最後ですけれども、地元産材利活用支援事業ということで、庁舎内ですね、壁等の木質化の工事を行うこととしております。この事業の目的としましては、住宅着工戸数の減少による影響を受けている工務店や建具店等の事業の継続化を支援すると、そして地元の木材の地産地消というふうなことを目的としております。これにつきましても、現在設計のほうの委託のほうを発注しておりまして、終了次第、先ほどの農業機械利用の倉庫と併せまして、2月中ぐらいには工事のほうの入札を行えばというふうに考えております。以上でございます。

○教育課長（北崎真介君） 教育課のほうの所管している業務でございますけれども、大きく分けて14事業ございます。その内、6事業がありまして、その内の2つが繰越しの可能性があるかと、あと4つはもう繰越し予定で進んでおります。

まず完了しているものとしましては、小学校の修学旅行の支援、バスを増大するとい

うときの経費としまして、これはもう執行済でございます。そのほか消耗品関係は執行が進んでおまして、シールドなどは体育大会とかで中学校でも使われております。消耗品はもう少しありますので、備蓄分を含めまして購入をしていきたいと思っております。

残っておりますのが、実際換気扇の設備工事、それからタブレットの購入等があります。それと水洗ですね、非接触型の蛇口ですね、そういったものはもう契約済でございます、今月中に着工していくと思っております。

学校のほうで残っておりますのが、先ほど申しました換気扇、それとタブレットでございます。タブレットのほうは、中学校のほうは一人一台もう既に配備しておりますけれども、小学校のほうは希望する機種でございますので、もう既に中学校からちょっと貸出しをして先生方の研修はもう進んでおります。今週あたりにWi-Fiルーターが入るようになっておりますので、それからまた遠隔授業の研修を進めていただいて、今後の対応に、練習にやっていただきたいと思っております。タブレットのほうは今月中にまた契約を済ませまして、できれば年内に入ってほしいと思っておりますけれども、全国的に不足しているものもございますので、なるべく早く進めるように進めております。

それから、繰越しを予定しておりますのが、中学校の体育館のトイレでございます。こちらが、できましたら1月に契約を行いたいと思っております。しかし、トイレの改修工事がちょっとその後ですので、ちょっと先がまだ見えないというところで、繰越しを一応念頭に進めております。以上でございます。

○8番（金子光喜君） 正に全課を挙げて、町を挙げてしっかりと取り組んでいただいているのが、今の各担当課長の御報告で分かったわけですが、国の制度といいますか、そういうことに関しましてはしっかりとした申請というのが必要になってくると思います。担当課のほうからきちんとした情報というのが、該当される事業主さんにお伝えして対応できる場所は対応していくというのが必要かと思っておりますので、漏れがないようなですね、きちんとした行政の対応というのを心から祈るところです。

担当課長さんそれぞれいろんなことを考えながらやっておられるかと思っておりますけれども、状況が、コロナ感染とつながってくるということも、動けば動くほど出てくるのかなと思いますので、そのへんの気を遣いながらの活動というのも、やっていただければと思います。

ではですね、次に要旨2の学校現場での対応について、お伺いさせていただきます。先ほど教育課長のほうから、一部コロナ対策の予算に対する説明がありましたけれども、実際ですね、子ども達の対応といいますか、そのことに関しましての質問をさせていただきたいと思っております。

いわゆる小学校の低学年と中学生とでは、できる対応というのが大きく変わってくるのかと思います。先生方の取組というのも、そこで変わってくるのかと思いますので、どういったことを、今気を付けてやっておられるのかということで、あと中学3年生に関しては来年受験も控えております。様々に障害になる可能性もございますので、大変気になるところです。そのへんについて、どういうふうな考えで取組をされているのかお伺いさせていただきます。

○教育長（中村富人君） それでは、まず学校の、あるいは教育委員会の対応について、御説明申し上げたいと思います。学校の対応は、世間一般でもやるようになっておりますように、検温、それから手洗い、手指消毒、それからマスク着用、これが大原則でございます。これを徹底しております。

さらに、授業の中においては換気を勧めて、3密を避けた対応も進めておるところでございます。さらには、放課後にはトイレの消毒も両校とも行っております。

小学校と中学校ではということでしたが、特に中学校の違いというのは、中学校では体も大きくなりますし、教室での占める面積が密になりがちでございますので、できるところは、例えば中学1年生はちょっと生徒数が多いのですが、広い教室に変えまして、そういうところで授業をしております。

また、特に中学3年生につきましては、コロナ全体への対応、これは学習面もありますし、あるいは入試等もそういうことを懸念されるわけでございますが、特に学習への対応につきましては、本当に中学校はきちっとやっておりますし、私も何度か中学校にお邪魔いたしまして、授業の対応等、進捗状況等も確認させていただいておりますが、この郡市内におきましては非常に優れているといえますか、本当に努力しておられまして、もう授業は元どおり、計画どおりに教科も進んでおります。そういうことで、比較的安心しております。

また、入試につきましても、これ非常にその対応をどうするかということで心配もされますが、県の教育委員会が様々なこの場合どうするとかであっております。感染が予想されるとか、それから濃厚接触者の場合どうかというふうな対応ございますので、そういう基準に従いまして、入試等については進めていきたいと思っております。以上です。

○8番（金子光喜君） 十分な対応を、学校としましても教職員の先生方と一緒に、やっておられるのかなというのが分かりました。感染予防のお願いといいますか、そのことに関してはですね、先生方も含めてですけども、先生方の家族も同じだと思いますし、学校運営に携わる全ての方々がそこに関連するのかなと思っております。

例えば、給食センターの職員さんでありますとか、また出入りの業者の方でありますとか、そういった方達のもので、そのへんの十分な対策というのが必要なのかなと思

ますし、そのお願いというのを強くしていく必要があるのかなと思っております。

学校現場の対応で、そういうことが、今十分されているのかということをお伺いさせていただいてですね、町民の方の安心につながればと思いますので、お示し願いたいと思います。

○教育長（中村富人君） まず、業者の方への対応でございますが、業者の方は基本的に事務室対応というところでございます。このことは、学校での聞き取りも行っておりますが、手指消毒していただく、それからマスクを着用していただく、それから口頭で、発熱の場合については、そういう自覚症状がある場合には出入りを自粛していただく、そういうふうなことで対応をしております。

次に、給食センターでございますが、調理業務を委託しております南国フーズさんのほうが、基本的にいわゆる給食センターというのは日頃から安全・安心、そういう給食の提供というので心掛けておりますし、また今冬場になりまして、いわゆるノロウイルス対策とかそういうのが例年されるわけでございますが、本当に調理場内は徹底したそういう感染防止というか、あっておりますので、私もそういう報告を聞きながら安心をしているところでございます。以上です。

○8番（金子光喜君） 教育長が、報告のとおり安心されているということであれば、町民の方、保護者の方も、そのことを聞いてほっとされるのかなと思っております。

もう一つですけれども、学校現場の対応で気になるところが一つありまして、子ども達同士でのいわゆるコミュニケーション、またいじめにつながらないかとかですね、そういうことも推測するわけでありまして。よくテレビ等でもありますが、医療従事者の方への強い嫌がらせであったり、誹謗中傷であったりというのが話題になっておりますけれども、本町の学校現場ではそういうことはないのかなということも思っておりますが、いかがでしょうか。

○教育長（中村富人君） いじめとか非常に生徒指導上の問題も絡んでくるかと思うのですが、まず4月当初に人吉市内で医療関係の方の発症がございましたが、その折にはいろいろその勤務されておられる方が湯前町にも関係があるというふうな、そういう情報もいただきました。そういうことで、非常にその保護者の方も心配されましたし、我々も大変心配いたしました。そのときに一番学校長に申し上げましたのは、そういうふうな風潮が、言葉が、差別にならないように、人権問題にならないように徹底して、いわゆるそこら付近防止してほしい、指導してほしいというお願いをいたしました。そういうことで、現在まだ実際に湯前の町民の方が感染しておられませんが、現在もそういう話というのは徹底して、しているところでございます。

次に、いじめの問題ですね。これも、私も中学校等に勤めておりまして、実は中学校というのは校則が細やかにしてあります。例えば、靴下は一つの模様だとか、あるいは

女子生徒がしますリボンとか色とかですね、細やかに規定してあるわけです。そういうふうな中であって、現在マスクについては学校にも十分備えてあるのですが、基本的には小中学校ともに家庭で準備したマスクを使ってあるようですが、お聞きしますとやっぱり様々な色とかがあるようでございます。私も、特に中学校のほうにお尋ねしまして、そういういわゆるマスクと生徒指導上いろいろ細やかな規定はどうかと、いわゆるそういうことで何かないかと聞きましたが、そこについては校長のほうから全くそういう心配はないというところで、家庭でいろいろ洗っていただくとか、そういうところはもう家庭にお願いしてあるのではということ。もちろん着けずに登校している児童・生徒については、先ほど総務課長からございましたが、役場のほうからたくさん提供していただいたものが十分ありますので、そのマスクを使いながら対応しているところでございます。以上です。

○8番（金子光喜君） マスクについての話が、今答弁中でありましたけども、実際これについてちょっとお伺いしようかなと思っていただけですけども、子ども達のいじめとかがないのであれば問題ないのですが、いわゆる言われたような洗えるマスクといえますか、長期使えるようなマスクを、いろんな形があると、その形に対してのいろんな反応があったりして、子ども達がちょっとへこんでしまうようなことがあれば、非常に心配されることかなと思っておりました。

そこで、マスクのですね、将来的には長くこのマスク着用というのが勧められるのであれば、きちんとしたものを指定して、それを着けていただくというのもまた保護者の安心・安全にもつながるのかなと思いますし、これをいわゆる行政の予算のほうで準備していけるのであれば、もっと良いのかなと思いますけども、今後三次補正とかの話も出てきておりますので、いろんなプランの中に子ども達が着けられるようなマスクとかですね、そういうものも検討してもらうことは有り難いのかなと思いますけども、現時点でどのようにお考えかお伺いします。

○教育長（中村富人君） 学校で準備するということですが、現在はですね、さっき教育課長が答弁いたしました。フェイスシールドですか、はいいわゆるそういう予算で買って、小中学校ともに利用しております。

マスクにつきましては、いろんな考え方があるように思います。従来は、このコロナが感染する前は、学校では給食のときにマスクを着けるように、そういう習慣化されておまして、そのときにもいろいろ現場では、何て言うのでしょうか、使い古されたそういうマスク、役に立つのかというようなそういうようなマスク等も見かけられました。そういう折には、やはり学校で保護者のほうにお願いして購入するとか、そういうこともあったわけですが、当然学校にも保管分は予備分がありましたが、現在そのマスクの、今御指摘のとおり、マスクに様々なマスクがあって、いわゆるマスコミ等で

すると、いわゆる息がしやすいマスクというのは感染率が高いというか、そんな話も聞いておりますので、いわゆる布マスクというのでしょうか、それに比べますと不織布のマスクというのですか、そういうのが良いと言われております。そこら付近を考えましてですね、今からの動向を見ながら必要であれば、十分予算も確保してありますので、また更に購入しながら、学校等に対応していければと思います。

今のところは、学校長等にも確認しましたら、今のままで良いのではないかというふうなことでございましたので、そういう様子を見ながらでも、教育委員会とすれば十分そういう対応を考えながら進めていきたいと思っております。以上です。

○8番（金子光喜君） 教育長も、そのあたりしっかりとした前向きな考えをお持ちということで、十分な感染対策ができるように願うところですけども、実際管内にもっと近いところで感染者が出た場合には、マスクの取扱いというのは非常にシビアになってくるのかなと思います。きちんとした取扱い、装着とかですね、そういうことも含めての指導を今後はしていく部分もあるのかなと思っております。学校現場で様々に話されているかとは思いますが、そのあたりも十分対応を考えていただければということをお願いして、次の質問に移らせていただきたいと思います。

では次に、年末年始を迎えるに当たり、感染予防対策にどう対応していくのかということをお尋ねさせていただきたいと思っております。

また、感染者が出た場合ですね、どのようなシミュレーションと申しますか、行動計画等はできているのかということをお伺いさせていただきたいと思っております。先ほど最初に、総務課長の答弁の中に、計画があるように言われておりましたけども、このようなコロナ禍にあっても、年に一度の帰省を楽しみにしておられる方もおられると思われ、人の動きが活発になることは容易に想像できるところでございますので、行政としての心構えを再度お伺いさせていただきたいと思っております。

○総務課長（高橋 誠君） これから年末年始を迎えるにあたって、帰省客、学生さん等も含めましてですね、帰ってこられます。これは、規制することも何もできないのがいま現状でございますけども、帰ってこられた場合の対応として、まずは12月15日の、明日ですけども、旬報にそういった帰省者への行動の注意を掲載したいと考えております。また、電光掲示板、IP告知放送、家庭内ですね、そちらのほうも適時放送を活用して、注意を促したいと考えております。

また、感染を拡大させないためにはということ、まずは年末年始の人の集中、密を避けることが一番大事だろうと思っております。そして、発熱時、その期間に発熱した場合の対応については、やはり仕事等を休んでいただいて、すぐにかかりつけ医などに相談していただく、また専用ダイヤルも設けてありますので、そちらのほうに電話していただくことが大切だと思っております。

そして、年末年始、感染リスクが高まる5つの場面というのが県のほうからも示してありますが、やはり飲食の機会が一番危険だと思っておりますので、その付近の行動の注意が必要だと思います。

役場関係につきましては、今後年末年始、休暇も入れましてですね、大雨等の災害はちょっと考えにくいのですが、地震が、一番可能性が高い、リスクとしてはですね、そういった場合の職員のとるべき対応の周知、心構え、また7月豪雨のほうで経験しておりますので、そういった発症した場合の避難所の運営、そういったものも心構えとして職員のほうには対応していただきたいというところでしております。

まずは、町民の方におかれましては、発熱、異常見られた場合は、かかりつけ医のほうにまずは相談していただく、専用ダイヤルに相談していただく、そういったものが大切だと考えております。以上です。

○8番（金子光喜君） 旬報のほうで、かかりつけ医への相談なり専用ダイヤルへの連絡なりというのを、きちんと記されておるということであれば、対応もスムーズに行くのかなと思っておりますけれども、もし管内といいますか町内で感染者が見つかった場合ですけれども、そういった場合には、対策本部というのはお正月の間でも招集されるのでしょうかお伺いします。

○総務課長（高橋 誠君） 課長会で町長をトップとして、課長会のほうで組織する対策本部は、昼夜関係なく招集はかけたいと、対策はしたいという心づもりでおります。

○8番（金子光喜君） 非常に厳しい対応を迫られるのかもしれませんが、そういうときにはですね、関係担当課長さん達はですね、しっかり対応していただくことを切に望むところであります。一日も早くですね、このコロナというのが終息することを心から願ひまして、次の質問に入ります。

○議長（倉本 豊君） 金子議員、関連質問を受けます。

ここで、一つ、新型コロナウイルス対策の現状と課題について、金子議員の一般質問が終わりましたので、これより関連質問を許します。

ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで関連質問を終わります。

次に、一つ、役場庁舎及び周辺整備について、金子議員の一般質問を許します。

○8番（金子光喜君） 次に、役場庁舎及び周辺整備について、お伺いさせていただきます。

まず、庁舎についてですけれども、議会棟の耐震改修工事も済みまして、一連の予定されていた改修は済んだものと思われましても、これで本当に終了と考えてよろしいのでしょうか。建てられて約50年が経過しているということを考えれば、これで十分な

か少々不安な面もございます。現在のお考えをお伺いさせていただきたいと思っております。

○総務課長（高橋 誠君） 庁舎のほう、今 50 年を経過しておりまして、昨年までに一般建築とはまた違う災害対策本部としての耐震は、確保できたと認識しておるところでございます。ただ、その他の庁舎の外壁だとか細かいところもございます。これが、地震が起きた場合、発災した場合に、耐えうるかというところについては、今後改修も必要な場所は随時行うべきと思っておりますが、これにはお金も要ることでございますので、そういった財源を見つけながら補修はしていく、今後改築は行わない、このまま長寿命化としまして 20 年近く使うのでしょうか、そういったことも考えますと、そういった補修は必要になってくるかと思っております。

○8 番（金子光喜君） いわゆる長寿命化というかたちで、今の庁舎を大切に大事に使っていくというのは大切なことだと思いますし、またそれが一番無駄な費用といたしますか、大きな町の持ち出しを減らすことにつながるということであれば、しっかり大事に使っていくべきだと思っております。

ただ、一つだけですけれども、中学校の長寿命化の事業の中で、再塗装されてですね、非常にリフレッシュした感じで、すごく明るくなってきたのを感じているところです。そういう部分も、町の本庁舎の再塗装ということに関しても、必要なのかなということ、私、選挙の町民の皆さんにお伺いをしている中で、色ぐらい塗っても良いのではないのという話も聞いてきましたので、よく見ていますと周辺は黒い状況がありまして、非常に暗く感じる場所です。

再塗装等についての検討はされるのか、また可能性についてお伺いさせていただきます。

○総務課長（高橋 誠君） 先ほど申しましたように、そういった補修、色を塗るといふふうな作業が今後必要になるかもしれませんが、まずは国のほうも防災・減災、国土強靱化に関する 2021 年度から 5 か年間のですね、新たな対策メニューも考えておられるような報道がっております。

具体的なことはですね、勃発激甚化する自然災害対策関係、新たな予防保全的なインフラ整備のメニューも考えておられるといふふうなことも聞いております。その中で活用できる有利な補助メニュー等が打ち出されるのであれば、こういった改善の工法、先ほど申されました庁舎のリニューアル等も含めて、防災対策として活用できるのか、工法があるのか、実施時期、また補助裏の財源等も見ながら実施可能か、情報を今後取っていきたいと思っております。

○8 番（金子光喜君） まずは、良い御検討をいただければと思います。では次に、役場つながりでいきますけれども、役場の駐車場不足対策についてお伺いさせていただきます。実は今日も議会開催日ということで、議員の車両が止められておりますし、いろん

なほかの催し、会議の際とか、駐車スペースに不足を感じておられる方も多いかと思います。現状、この駐車場不足について、どのように認識されているのか、まずお伺いさせていただきます。

○総務課長（高橋 誠君） 前々から慢性的に、この湯前町役場、保健センターを含むところの敷地内での駐車場不足といえますか、集団健診、予防接種、議会の開催、そういった多くの催し物が行われるときに、駐車場がいっぱいになるような現象があつてございます。

7月豪雨災害の後、駐車場の利用量を見たいと思って、議案説明資料のフォルダの中に、役場駐車場の状況を航空写真付きでちょっと載せさせていただきました。この中に、Aゾーン、BゾーンからFゾーンまでありまして、駐車場の可能台数をちょっと調べておりまして、107台、身障者用の3台は別ですけども107台ほどあるようでございます。

次のページに、現在職員の通勤における自家用車の使用状況を載せておりまして、7月の豪雨の発災前と発災後について載せております。発災前が本庁舎、保健センター合わせまして62台の職員の駐車があつておりまして、7月災害後は現在75台常時止めているような状況でございまして、13台が増えている状況でございまして、

これについては、災害復旧係の職員が増えたり、プレハブ用地に駐車場をつぶしたり、公用車が増えてしまったりというふうなところで、駐車場の減が大きな要因になってございます。これについては、また対策を練っていききたいと思っております。

○8番（金子光喜君） 対策を練っていききたいということで、答弁がございましたけども、教育課に関しては、まんが美術館周辺におりますので職員の数にはカウントはですね、止める方にはカウントしなくても良いのかなと思いますけども、実際駐車されるのが62台であつて、様々に来られる方達をカウントしますと、非常に厳しいというのが報告のとおりよく分かるところであります。

本庁舎勤務の方達が、全員が車で来られるわけではないかというふうに思っております。車で来なければならない人もおられるかもしれませんが、車ではなくても通勤できる方は多数おられるかもしれませんので、そういう方達にはきちんと登庁方法というのを御検討いただくことも必要なのかなと感じているところでございますけども、実際役場に来られてですね、町民の方が止められない、役場に来たけどもどこに車を止めようという方がおられたのも事実でありますし、そのことが町への不満になってきているのは聞いたことがございます。

実際町民の方が、優先的に止められるべきではないかと私思っているわけでございますけども、担当課長は優先順位としては町民の方が止めるべきということで、ご認識されているのかお伺いします。

○総務課長（高橋 誠君） 本庁に来られる町民の皆様、行政サービスを受けるために

来られますので、そちらを優先させたいという気持ちがあります。

職員の通勤方法の手段等考えますと、やはり議員言われますように町外から通勤する職員、子育て事情で車でなきゃいけないというふうな職員がおりまして、通勤手段を強制できるものでは決してありませんで、やはり職員には自主的な対応を要請するしか今のところございません。ただ、駐車場を確保するという観点から見ますと、やはりそういった臨時的に多くなる時間といたしますか、日ですね、集団健診だったりインフルエンザ予防接種の集団接種だったり、そういった場面場面で、この日は、職員は車を控えましょうよというふうな促しはできるかと思っております。

また、漫画フェスタなどで、お隣の明導寺の駐車場等をお借りしているところがございます。大変有り難いこととございまして、そういったお願いも今後していくような対策で、駐車場の確保というのを講じていきたいなというふうに考えております。

○8番（金子光喜君） 予算をできるだけ使わないかたちで、駐車場を増やすとか、そういう安易な形ではなくて、知恵を使って職員の方々の御協力をいただきながら、どうかこの駐車場不足を解決できる手段というのを、今後しっかり御検討いただいて、対応していただければと願うところです。町民の方も、それを願っておられると思いますし、できるだけ来たときにスムーズに車が止められる環境というのを早急に、対応していただければと思っております。もっと踏み込んだ、いろんな対策というのを私自身考えておったわけですけども、今回はこのくらいにとどめて、この次に回して次の質問に入りたいと思います。

では最後に、庁舎や周辺の美化作業、また花壇等の整備、手入れについてはどう対応されているのかお伺いさせていただきます。古い庁舎であっても掃除や片付けがきちんと行き届いていて、花壇や鉢植え等がきれいに整備されているのであれば、十分美しく、また活力を感じる庁舎になるのかなと思うところです。担当課長、いろいろ思われると思いますけども、御答弁を求めます。

○総務課長（高橋 誠君） 毎朝見ますと、町長自ら、また数名ですが、管理職も含め職員が庭の掃き掃除、庭というのですか、庁舎内外の掃き掃除を行っておりますし、ロータリーの花植え、また中庭剪定等も行っているようでございます。こまめにやっているなというところで印象を受けておりますが、足りない部分もあります。

当然業務でもなくて、時間外勤務の時間帯でもありますが、職員自らのですね、純粋なボランティアで行っているのが現状だと思っております。自分達の職場環境を美しくするという事は、やはりこれ当然のことだと思っております。これ小学校、中学校でも掃除の時間を設けてやっているというのと何ら変わらないことではないかなと思っております。

特に、庁舎関係は職員でできることはやるというところの表れかなと思っておりますし

て、そういった毎日のルーティーンといたしますか、そういったものが町民の皆様への接遇だったり行政サービスだったり電話対応、そういったものにつながっていくのではないかなというふうなことを思っております。それは関係ないことではございますけども、極めて少ない職員数の自治体ではなく、やはり 60 人、50 人おるような職員体制でございますので、毎朝 10 分でも 15 分でもできれば環境美化につながるのではないかなと思っております。

○8 番（金子光喜君） 職員さん方ですね、朝早く来て頑張っておられる姿も私達見しておりますし、感謝しているところであります。される方、されない方おられるかもしれませんが、きちんと町の取組の一つとして、町の意気込みとしてできれば良いのかなと思っておりますし、私達議員も何らかのお手伝いできればという気持ちは持っております。しっかりとしたボランティアの形とかですね、そういうことも今後検討していく必要があるのかなと考えるところです。

以前はですね、花いっぱい運動とか町のほうでもいろいろありましてですね、お花が町中にあふれるような時期もあったわけですが、なかなか今少なくなってきて若干寂しさを感じているところですが、今後そのへんを、長谷新町長に代わられたということもありますし、長く行政に携われて町の動きというのもしっかりご存じの長谷町長でございますので、今後の取組についてはそれなりのお考えもあるかと思えます。今の御所見をお伺いできればと思います。

○町長（長谷和人君） 今ちょっと私も考えておったのですが、総務課長がさっき答弁いたしましたように、率先して職員がボランティアで、土日草刈り等もやっておりますし、花壇の手入れもボランティアでやっているところがございます。

金子議員が先ほどおっしゃったのですが、それをしてくれる職員としてくれない職員、実は二分化しておるところでございますので、ここらへんを、月一回程度ぐらい時間を作りまして、勤務時間の中で改めて花壇なり、それから周辺ですね、整備をすると、そういうふうな時間を設けながらでもですね、庁舎の長寿命化なり、それから美化的な作業もやったらどうかとか、そんなことも実は思いましたので、今後課長会の中でどのような形で対応するか、そこらへんをやっていければというふうに今思ったところでございます。

私も引き続き率先していろんなことをやっていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただければというふうに思っております。

○8 番（金子光喜君） きちんと町長のほうからも答弁もございまして、町民の方も、今後の町の庁舎の美しくなっていく姿というのを楽しみにされているのかなと思っておりますので、そうされると町の職員に対する町民の評価というのも大きく上がってくるのかなと思っておりますので、実現を心から願っているところです。

コロナとか災害とかで殺伐としているこういう時期であるからこそ、心の安らぎといえますか、いわゆる癒しの空間が必要なのかなと感じたところです。願わくばですね、これ以上管内でのコロナ感染等が広がらないことで、来年桜の咲くころには、コロナが一段落して、町が明るくなることを心から願ひまして、私の質問を閉じたいと思います。ありがとうございました。

○議長（倉本 豊君） これで、一つ、役場庁舎及び周辺整備について、金子議員の一般質問が終わりました。これより関連質問を許します。

○7番（味岡 恭君） 一点だけお尋ねします。庁舎の整備改修ということではございましたが、その中で少し前になるかと思いますが、庁舎内部の木質化というのがあったかというふうに記憶しております。そのへんは何かこう、まだ検討段階なのでしょうかお尋ねをいたします。

○農林振興課長（稲森一彦君） 今設計関係のほうの契約は終わらしまして、今その設計段階の途中でございます。できれば、できればといいますが、その設計が上がってき次第、工事のほうの入札のほうに入りたいというふうに考えているところでございます。

○7番（味岡 恭君） 今金子議員からの質問の中で、庁舎の改修とかがいろいろありました。これ何というのですか、防災だけではなくてそのへんの説明も求められたかと思しますので、説明を詳しくそのへんもしていただきたいというふうに思います。

○農林振興課長（稲森一彦君） 場所につきましては洋会議室等を考えております。ただ、廊下等につきましては、消防法の関係があったりして、改修といいますが、消防法関係のほうでいろいろ制限がございますので、そういう制限と照合しながら行っていけない部分もがございますので、一概に、全体的に内部のほうの木質化の改修等ができる場所とできない場所というのがございますので、その点は御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（倉本 豊君） 3回目になるのですが。

○7番（味岡 恭君） この湯前町は、林業の町でもあります。特に、木材等をふんだんに使った明るい庁舎内を整備していただきたいというふうに思います。

○農林振興課長（稲森一彦君） 先ほどもちょっとお答えしましたけども、この改修でございますけども、今議員おっしゃられたとおり、林業、木材の地産地消というのも大きな目的の一つでございますので、そういう観点で今回の対応を取っているというところで御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○2番（西 靖邦君） 先ほど清掃の件で、町長のほうからおっしゃったのですが、やっぱり全員清掃ということで、できましたらその業務に支障のない限り、一週間に一回程度、10分程度で、全員で清掃するというのもおっしゃいました。そういうことは非

常に良いことですので、なるべくそういうふうに進めていかれたら良いと思います。以上です。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○5番（森山 宏君） ちょっと教育長に一点だけお伺いします。先ほど、マスクのほかにフェイスシールドの話がされましたけども、中学校においてはフェイスシールドも準用していくという形ですかね。マスクを基本にするのではなくて。フェイスシールドも認めるという。

○議長（倉本 豊君） 森山議員、それは先ほどのところの関連でございますので、現在は役場庁舎及び周辺整備についてということです。

ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで金子議員の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため休憩します。

-----○-----

休憩 午後0時04分

再開 午後0時59分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

日程第7、一般質問の途中です。一つ、防災対策について、遠坂議員の一般質問を許します。

○3番（遠坂道太君） 皆さんこんにちは、3番議員の遠坂です。よろしくお願いいたします。

本年度は、1月頃より新型コロナウイルス感染症が発生しました。町長をはじめ、職員の皆様も対応に追われました。その中、7月豪雨での本町の24時間降水雨量は、観測史上489.5ミリで降り始めから7月14日までに、1294.5ミリの雨量を記録しました。年間雨量の40パーセント相当の雨量になります。この記録的な大雨により道路の寸断や、住宅への床下、床上への浸水、農地においては、土砂の流入、また町の面積の約75パーセントを占める山林では、各所で山腹崩壊が見られました。

災害から5か月が過ぎました。この間、町長をはじめ、関係職員の皆様、今後の早期復旧に向けて取り組んで来られましたことに、感謝申し上げます。長谷町長は災害に強い町となるよう今後の施策に位置付けながら、創造的復旧復興を行っていくと話されておられます。そこで議会は執行部の提案を受け、質疑、討論、議決だけを行う、受け身の関係でなく、地域住民の課題解決を積極的に主体的に関わる機関として機能することが今求められております。

地域住民の声や心を代表しまして、一般質問を通告書に従い質問いたします。

一つ、防災対策について、要旨の1ですが、町の管理する河川の整備計画はどのように進められているのかについて伺います。今年度の7月豪雨において、河川災害は牧良川、竹の谷川、藁谷川、大谷川、都川等で発生しております。

そこで、町が管理する河川における危険箇所等の調査を行っているのかお伺いいたします。

○建設水道課長（皆越克己君） お答えいたします。まず、危険箇所の調査ということですが、一定の期間を決めて、一斉に調査をするというふうなことは実施してはおりませんが、職員が現場に赴く際に道路、河川の状況を確認しながら通行するようにしております。また、気を付けなければならない箇所はもちろんですが、そのほか広範囲に確認するように心掛けています。

また、住民の方々から、いろいろ連絡、お知らせをいただく場合がありますけれども、その際は、当然、現地のほうに赴きまして確認をしているところです。これにつきましては、全て対応ができるというふうなものではなくて、状況に応じて対応する場合、それから今後も検討するような状況の箇所もあるというところで実施しておるところです。

○3番（遠坂道太君） 一定の期間を設けてはしていないということで、私は思っているのは、危険箇所との、やはりここは非常に危険だなというところあたりはですね、まず把握をしながら把握しておくようなかたちを、体制を取っていただければと思います。その中で7月の豪雨による河川の洪水等の発生要因、これは何が要因であったのか伺います。

○建設水道課長（皆越克己君） 7月の発生要因ということですが、基本的に議員が先ほど状況等の説明をしていただきましたとおり、大雨によるものということがあります。近年においては、単時間で集中的な豪雨が多く発生いたしております。その際、昔では考えられなかったような水の流れというのが発生をしております。そのようなところで特に各方面、多数の箇所今回見られたような、7月豪雨で見られたような災害に至っているというふうなことは、皆様御承知の通りだと思っております。

○3番（遠坂道太君） やはり今度の場合は、記録的な大雨が一つの要因であるし、また山腹崩壊における流木等ですね、そのあたりがやはりこう河川際で堰を止めて洪水が発生したというかたちが考えられると思います。参考資料としまして、画像のほうを用意しておりますが、これは中猪地区の都川の写真の画像でございます。これが現状です。今年の都川の洪水の発生を例にとりますと、やはり山腹崩壊と流木と河川際の樹木が原因ではなかろうかというふうには私は判断しているところでございます。

そこで、町が管理している河川につきまして、近年、樹木、竹等が著しく繁茂してお

りますが、樹木等の河川際の流水阻害を起こしますし、洪水時には水位が上昇にもなります。樹木が倒木して流木となって、下流の堰や樋門や橋に引っかかり支障を招く恐れがあるというふうに思っているところです。さらには、こういう樹木群が成長してきますと、見通しが悪くなるし、また不法投棄を助長することも疑われるわけでございます。

そこで、洪水等に対しての氾濫を防止するために、河川際の樹木伐採を行う計画はあるのか、また河川における樹木伐採を行う事業等はあるのかお伺いたします。

○建設水道課長（皆越克己君） 河川際の樹木伐採を行う計画等はあるのかですけれども、河川の管理につきましては、県管理河川の都川では、染田地区から下城にわたる、国道 388 号に架かる橋、新都川橋から上流、それから湯前保育園前、西前田橋までの間になりますが、及びその上流にある中鶴橋から野中田、浅鹿野区間にある日吉橋の下流側の区間で、県のほうから町のほうへ受託事業として町で実施をしているところであります。

この区域は川沿いの道路がありまして、車両通行にも支障があるために実施している箇所になります。また町管理河川につきましては、土砂などの堆積箇所の確認により、予算の状況に応じて行うことになっていきますが、土砂搬出を実施しているところです。また県管理河川の場合につきましては、河川掘削事業を要望しているところです。この場合河川に限ったことではありませんけれども、道路につきましても同様にそれぞれ管理区域内を範囲として除草等の事業を実施しているところになります。

○3番（遠坂道太君） この中猪地区は、219 側は県の管轄であるし、また対岸方面は、町の管轄ではないのでしょうか、それお伺いたします。

○建設水道課長（皆越克己君） 都川自体につきましては、県のほうの管轄の区域にあたる場所ですけれども、隣接しております土地につきましては、それぞれ民間の所有者の方がおられます。基本的なことで申せば、先ほど申しましたとおりに、民地につきましては、所有者の方々にそれぞれ管理のほうもお願いしているというふうな状況であります。

○3番（遠坂道太君） 今例を挙げていますこの中猪地区の対岸側ですね、やはりこう民間の方が 20 数名の方が地権者でおられるわけです。そういったかたちもあるし、そういう事業もしあれば、御紹介していただきたいと思いますが。

○建設水道課長（皆越克己君） 河川サイドにおきましては、河川の擁壁等の事業等もあるわけですけれども、その場合につきましては、あの場所が兩岸のほうが自然護岸になっておりまして、自然護岸のところにつきましては、その該当する事業がありませんので、もしも実施するようなことになれば、町のほうの単独というふうなことでの取組になろうかと思っております。

○3番（遠坂道太君） やはりですね、私がここで言いたいことは、洪水等の予防防災

なので、だから今度こういうふうな災害等も起きておりますし、資料等私も調べた中では、激甚災害における国土交通省が出しております洪水等の発生を防止するというような工事もあるようです。

そういったあたりを利活用しながら取り組んでいただければというふうに思っているところがございますし、また写真を、右側の下のほうですね、219号線、対岸側には杉とか、ほかの立木が自生しております。冬は日差しが全く当たらないところもあるそうです。また坂になっておりますし、冬場は219号線が凍結することもあるそうです。そうするとやはり交通事故の発生を要因するような形になります。やはりこういう樹木が発生すると、そういうような状況が発生するのではなかろうかと思っています。

そこで先日農林振興課のほうに、森林山村多面的機能発揮対策交付金事業の内容についてお尋ねしておりました。その事業内容についてお伺いしたいと思います。

○農林振興課長（稲森一彦君） 森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業というのがございます。これにつきましては、林野庁所管の補助事業というふうになっているところがございます。事業の概要といたしまして、地域住民とか、森林所有者のかた3名以上で構成する民間活動組織というふうになっております。こういう民間活動組織の方が、自らが取組み、自らで計画書を作成し、自らの地域の里山などの保全管理及び山村地域の活性化に資する取組に対して、一定の費用を国、県、市町村が支援する事業というふうになっております。

活動の内容といたしましては、里山の保全としての雑草木の刈り払い、歩道、作業道の設置、修繕、森林整備や竹林整備となっております。これ以外にも炭焼、シイタケ原木等の森林資源を活用する活動というふうになっているところがございます。

○3番（遠坂道太君） なぜこの事業等を課長のほうから説明していただいたかといいますと、219側の中猪地区の向こう側、町でも良質米地帯の向田地区でございます。この事業を利用した中で、都川の伐採をしながら、里山づくりあたりもできないのではなかろうかというふうに私は考えてみたところがございます。そうすると防災のほうもひとつのかたちづくりもできるのではなかろうかというふうなかたちでございます。これは参考例として、中猪地区のほうの都川のほうをしましてけど、ほかにも、やはりこれらの地帯は湯前町にはあると思います。

ここで、町長にお伺いいたしますが、このような事業を活用して、向田地区の里山づくりをしながら、河川際の立木とか樹木の伐採につきまして、町長の考えをお伺いいたします。

○町長（長谷和人君） 向田地区でございますけども、これまで今遠坂議員がおっしゃっていただいたところがございますけども、町の町政要覧の表紙なども飾り、それから四季折々の風光明媚な非常に景色のいいところがございますし、都川の上流に位置し大

変美味しいお米も生産された地域であるというふうに私も認識しておるところでございます。そして町内のロケーションとしても私大好きな地域の一つでもあるというところでございます。

さて、先ほどの答弁のところも一部あったところでございますけども、今回の豪雨災害、今御指摘いただいております都川沿いの左岸側でございますね、これ自然護岸になっておるところでございます、木竹が生い茂っているというところでございます。今回7月豪雨におきましては、竹それから木竹等が河川側に倒れまして、川の流量または流速を阻害したのではなかろうかというふうに想像しておるところでございます。

ただ、ここの木竹に関しましては、町道より国道、県道等でもこれまでお話をしているところでございますけれども、私有地の木竹等につきましては、管理道路側にせり出したぶんについては、個人でそれを措置するというふうなところが、前提になっているというところも一つ申し上げておきたいというふうに思っております。

管理についても、河川も同様な考えなのかなというふうに思っております。今おっしゃっていただいております森林山村多面的な事業につきましては、先ほどの課長の答弁のとおりでございます、結局はこの事業、森林山村の保全、利用または機能の強化をする整備事業であるというところでございます。今回の都川沿いの帯状の山林を整備するだけではなく、伐採等も目的にするようであれば、この採択要件に当てはまるかどうかと、非常にここにつきましては、現状私としてもよく分からない部分があるところでございます。

加えまして、今回町がこの事業の主体ではなく、地域の住民、または森林所有者等が、3名以上が組織する団体が主体となっているということで、自ら取り組み活動するようになっております。この点もハードルが非常に高くなっているのではなかろうかというふうに思っております。今遠坂議員のほうに、この事業に対しまして、地域の皆様方の意向が強いというふうなお問い合わせがあつておるようであれば、この事業の内容等を地元の人達にお知らせする、このことはやぶさかではない、今現時点では私としては思っている次第でございます。以上でございます。

○3番（遠坂道太君） 今町長のほうから答弁いただきまして、やはりこう先ほど申し上げましたこの事業につきましても、一つの例でございます。水田関係には多面的事業があるわけですね、そういったことに絡めさせながら地域の住民のかたに御紹介していくというのが、行政の一つの仕事ではなかろうかというふうに私は思っているところでございます。

町内におきましても台風や大雨に対しまして、倒木、土砂の流出、鉄砲水等の被害が心配であります。国、県の事業を活用しまして、地域住民の安心安全な暮らしを守るために災害に強いまちづくりに取り組んで、今後いついただければと思います。

次の質問に移ります。7月豪雨災害における土砂の撤去につきましてお伺いいたします。今年の9月定例会で私が一般質問をいたしました、農地の土砂撤去をいつまでに完了するのかと伺いました。答弁として、来年の5月までには終わりたいという答弁がされております。現実的に可能であるのかお伺いいたします。

○農林振興課長（稲森一彦君） 農地、農業施設につきまして、災害査定のほうが、11月から12月まで、今月中に実施されるところでございます。本町の国庫補助事業の対象となる災害につきましては、24本の農地と農業施設災害がございまして、12月17、18をもって完了するところでございます。で、この後続けまして、災害復旧の実施設計書を作成し、あと事業を着手のための県とのいろいろな事務手続き等が控えているところでございます。それが終わりますと入札というふうなことになりますが、その入札につきましては、11月末から12月上旬にかけて実施したいというふうに、今考えているところでございます。

そして5月から、水稻の作付けの準備に間に合うように、それに関連するような、今議員おっしゃられましたような土砂が堆積しているような農地でありますとか、そこらへんを優先的に入札し発注していくというふうな計画でおるところでございます。

また、場所におきましては、年度をまたぐ予算の繰越しをお願いするというのもあるかと思っておりますので、その際はよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

○3番（遠坂道太君） 今入札から工事関係までの工程の御説明のように思いますが、やはりこう5月までにしてしまう、完了するということにつきましては、今度災害に遭われた受益者の方がいつ田植えをするかというあたりも、確認するべきではなかろうかというふうに私は思っているところでございます。

やはりこう5月植えの方もいらっしゃいますし、6月植える方もいらっしゃいますから、その部分を、まず急がれる方をされるというかたちをとれるのかそのへんお伺ひしたいと思います。

○農林振興課長（稲森一彦君） それぞれ今議員おっしゃられたとおり、5月植え、6月植えという方がいらっしゃると思っています。今答弁しました農地の田植えに間に合うようにということでございますけれども、これは農地、土砂流入、それ以外につきましては、調査ということではなくて、各それぞれの農地の所有者の方のところに出向きまして、工事の入札の時期とか、そういうふうなところを御説明して、御理解と御協力を得られるように、それぞれ個別に訪問いたしまして、お知らせするというふうなことで行っていくように計画しているところでございます。

○3番（遠坂道太君） 今課長が答弁されましたように、そのようなかたちで今後取り組んでいただければというふうに思っているところでございます。

また、7月の災害においてですね、農地、ため池等の土砂の量ですね、全体的にどれ

くらいになっているのか、そのへんお伺いしたいと思います。

○農林振興課長（稲森一彦君） ほぼほぼ災害査定が終わっておりますけれども、農地につきましては、土砂堆積が 6,742 立方メートル、ため池につきましては、これ蕨谷ため池でございますけれども、3万 4,600 立方メートル、合計の 4万 1,342 立方メートルとなっております、今申し上げました合計の 4万 1,342 立方メートルにつきましては、国庫補助事業による災害復旧でのボリュームとなっておりますのでございます。

○3番（遠坂道太君） 4万 1,000 立方メートルと、相当な量だと思いますが、この数量の廃土先として、12月7日の全員協議会で、土砂の廃土先となる候補地の説明があったわけでございます。候補地の廃土量につきましても、説明があったわけです。全協で説明された6箇所の廃土先の候補地がありますけれども、是非この候補地は確保しなければならないという場所はあるのかそのへんお伺いしたいと思います。

○農林振興課長（稲森一彦君） 先の全員協議会の中で、6箇所ということで御説明させていただきましたけれども、実際に必要としたいのは6箇所全てでございます。ただですねその中でもいろいろな土地所有者の方もございますし、また場所的なこともございます。ほかにも農地法絡みの手続き等も必要なところもございますけれども、まずですね、3箇所の候補地につきまして、今回の土砂災害におけるボリュームが確保できるのではないだろうかというふうに考えておりますので、まず3箇所の候補地につきまして、周辺の方々とか、所有者の方々とも相談しながら、まず、この3箇所について進めていかねばならないというふうに考えているところでございます。

○3番（遠坂道太君） 3箇所で足りるというふうに理解してよろしいのでしょうかね。全協の中でも説明をされておりましたけれども、この廃土、活用については、まだ検討はしていないというふうに言われておりました。いろんなニュース等聞きますと、見ますと、廃土先になったところで二次災害とか、河川に対する泥水の流入とかもあるわけですね。そういったことを踏まえて取り組んでいかれるのか、そのへんお伺いしたいと思います。

○農林振興課長（稲森一彦君） 候補地は6箇所考えているというふうなことでお答えしましたが、そのうちの3箇所のつきましては、今議員おっしゃられたとおり河川のそばにあるところでございます。そこはまたいろいろな河川関係、国直轄、県管理、町管理等でございます。そういうところはちょっといろいろな手続きがございますので、そういう手続きを踏みながら、そして、全てこの6箇所につきましても、二次災害等も考えられますので、まずこの3箇所につきましては、まず地権者の方、周辺の方々とも御相談の上ということになりますけれども、その際当然、廃土後につきましても安全対策ですね、土砂が排出され流入しないようにとか。そういうような手立てもしながら、また当然そこで、廃土先の測量設計も必要というふうになってきますので、そういうところも加味

したところで測量設計も行う必要があるというふうに考えているところでございます。

○3番（遠坂道太君） やはりこう私が心配するのは二次災害ですね、そのあたりを考えながら、そういう廃土先とかたちも今後捉えながら取り組んでいただきたいというふうに思っております。

最後に町長にお尋ねします。台風とかゲリラ豪雨などの風水害に対する防災減災について、お伺いしたいと思います。

○町長（長谷和人君） 防災減災対策の基本的なところだけ答弁させていただくところでございますけども、本町が策定しております湯前町国土強靱化地域計画の指針といたしまして、本町の総合計画や町民の生命、身体及び財産を災害から保護し、社会公共の福祉増進に資すること、また本町が作成しております地域防災計画を念頭に、本町の国土強靱化を推進する上で、5つの基本施策の推進に努めるというふうに対策が考えられているところでございます。1つには、町民の生命を守ること。2つ目に、町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。3つ目に、町民の財産及び公共施設にかかる被害を最小化すること。4つ目に、被災された方々の傷みを最小化すること。5つ目に、被災された場合でも迅速な復旧復興を可能とすることに最善に努めることとし、大災害の自然に対して、ハード施策、ソフト対策として、総合的に防災体制を整備し、その行動をすることによって、防災減災に取り組むというかたちで基本的には今後ともその方向でいきながら、町民の皆様方の安心安全を確保していきたいと、かように思っている次第でございます。

○3番（遠坂道太君） 町長のほうから、防災と減災につきましての考え方を伺ったわけですが、町の総合計画の基本構想とか、基本計画等にも、やはりこう災害を未然に防いでいくというふうなかたちで書いてありますし、また河川等の災害の多いところにつきましては、整備については、整備ですね、ハード対策を重点的に実施するというふうなかたちで書いておられます。そういうかたちをとっていただければと思いますし、また今年の場合は、新型コロナウイルスが世界的に拡大しましたし、また7月豪雨災害という複合災害という年ではなかったろうかというふうに思います。

豪雨や台風の襲来はこれまで以上に、今後嚴重な警戒が必要になるのではなかろうかというふうに思っているところでございますし、新型コロナウイルスの感染拡大、7月豪雨災害を機会に、町民の安全の確保のために何が必要か、何が重要か、今一度見直しはいかがでしょうか。これで、私の一般質問を終わります。

○議長（倉本 豊君） 一つ、防災対策について、遠坂議員の質問が終わりました。

これより関連質問を許します。

○4番（椎葉弘樹君） 町が管理する河川に関して、関連質問を行います。よく町の旬報のほうでは、道路に対して木竹が邪魔をしていたり、影響したりするところに周知は

あるようですが、河川に関する周知等はまだ見かけたことがありません。町長の答弁の中で、そのお知らせすることはやぶさかではないと言われました。今後町の旬報やホームページ等を活用して、継続的にそういう啓発、お知らせをしていく考えはないでしょうか。

○町長（長谷和人君） 椎葉議員、先ほど私がやぶさかでないと言いましたのは、森林機能の整備事業につきまして、中猪地区の方が、この事業に対して取り組むというお話を聞きたいということであれば、地域にお邪魔して説明することがやぶさかでないということをし添えたところでございますので、そこは補足をさせていただければというふうに思っております。

加えまして、今の御質問でございますけれども、町道等につきまして、国、県等の、それから町の道路関係につきましては、これまで旬報等で、そういうかたちで御協力をお願いできないかというようなことをしておりましたので、今回こういうかたちで、河川に木竹が倒れてきたということで、そういうかたちで流量、流速等も阻害したのではなかろうかと、思われるのではなかろうかという部分がございますので、十分そこらへんは管理をお願いするということ呼びかけていきたいというように思っているところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） そこで管理をお願いするといったところを、では具体的にどういうふうなやり方で、管理をお願いしていく考えでしょうか。

○建設水道課長（皆越克己君） 担当課のほうから、その件につきましてお答えさせていただきます。従来、先ほど町長も申されたとおり、道路関係等につきましては、特に事例等が多かったので、継続的にお知らせを行ってきたところですけども、それと同時に、河川につきましても、具体的なこういった例というふうなことで、分かりやすい方法を検討いたしまして、同じようにお知らせはさせていただければと思っております。

○7番（味岡 恭君） 都川について、絞ってちょっとお尋ねをいたします。先ほどから、木竹とか樹木の伐採等についていろいろありましたが、私もこれ必要性があると思いますし、都川に限っては、災害が何箇所か、数箇所起きております。これを木竹なんかを伐開して、これを開けてみれば、かなり災害に近いような土砂の崩れ方があるのではなかろうというふうに思います。

そこで提案ですが、これは、災害関連というのが昔はございましたよね、あれなんかにかけることはできないのかお尋ねします。

○建設水道課長（皆越克己君） 一応基本的に災害事業等につきましては、用件等がありまして、既存の施設が被災したというふうなところでの、が対象となっております。今回の件につきましても、現場調査等をしていただいた、県の管轄のところにつきましても、現場確認、調査等をしていただいたところで、対象になる部分、災害の対象になる

部分については、災害として申請をしていただくというふうなところであります。

災害関連と申しますか、それ以外の部分につきましては、事業の対象ということにはならないかもしれませんが、具体的なところで、ケースバイケースというふうなかたちになろうかと思えますけれども、どういったことができるのかということでの検討と申しますか、そういったことの考慮はしていく必要はあるのかもしれないと思っております。

○7番(味岡 恭君) 災害の箇所を、随時、そのところだけを修繕していきますと、完全な修復はできないと思えます。今のところ一番手っ取り早いのは、災害が起きておりますので、木竹とか、木のところを全部伐開してみれば、本当に災害にあったのではないかというくらい危険な箇所になるかと思えます。だから今すぐしろということじゃないのですが、災害が起きておりますので、その大体落ち着いた頃に計画をしていただければ、そのへんの解決もしていくのではなかろうかというふうに思いますが、是非そのあたりは、県とも相談をして進めていくことをお願いしたいと思えます。

○町長(長谷和人君) 実は、味岡議員の御質問の中で、私も今都川という話が出たのですが、私は牧良川のほうを担当に指示いたしまして、文一橋の上流でございますね、これ兩岸とも無提地区でございます、議員の皆様方も御視察いただいた、ハナグリ神社でございますね、ちょっと特定してお話をさせていただくのですが、河川道が3倍から4倍ほど土石流で広がってございました、ここあたりを上流が、下流が両方とも堤防が築かれていないところにつきましては、今回の災害復旧で要望してくれないだろうかということで頼みましたのですが、災害査定、前から言っておりますけれども、現況復旧が原則でございます、その区間については、見事にカットされたというふうなところがございます。今おっしゃっております本町の準用河川、砂防河川も併用したところになるわけでございますけれども、今回の災害復旧が大体目途がついた時点で、私といたしましても、その無提地区の部分、非常に危ないというふうなところにつきましては、新たな補助事業等がありましたなら、交付金事業ありましたなら、そこで整備をさせていただき、どうしてもそのようなものがない場合につきましては、緊急震災の事業債がございますので、最終的には町の借金でございますけれども、そういうふうなところで整備をしなくてはいけないのかなというふうに、現時点では実は思っている次第でございます。

○議長(倉本 豊君) ほかにありませんか。

ないようですので、ここで休息のため休憩します。

-----○-----

休憩 午後1時40分

再開 午後1時50分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

日程第7、一般質問の途中です。一つ、持続可能な商工業の支援について、一つ、少子化時代における子育て環境の支援について、椎葉議員の一般質問を許します。

○4番（椎葉弘樹君） 4番議員の椎葉です。持続可能な商工業の支援について、一般質問を行います。

はじめに、町内の商工事業者は現在 168 ほどあります。法人事業者と個人事業者の割合は、個人6割に対して法人が4割です。資本金 1,000 万円以上の法人は全体の5パーセントということで、本町の多くが小規模事業者に該当します。商工会の会員数は平成12年度206から、令和元年度127に激減しております。20年間で約4割の減少です。商工事業者が減ると町の活気がなくなり、労働生産人口が減り、町民の暮らしに影響が出てまいります。

令和元年6月、町長の所信表明では、商工業に対する政策が示されなかったのですが、その後、長谷町長と担当課におかれまして、商工会とのトップ会談など前向きに御対応いただいているものと聞いております。この一般質問では、持続可能な商工業の支援について、三つの要旨で確認をさせていただきます。

要旨の1、補助事業の見直しです。現状、商工業の事業費補助の主なものは、商品券と小規模事業者持続化補助金です。商工会補助金は長期にわたり700万円前後で、その多くは商工会の運営費相当になっています。

そこで、企画観光課長に伺います。これまでの商工会補助金の事業評価は十分できていますでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） はい。担当課としましては、これまでの補助金によりまして商工会が実施されます金融、税務、経理、保険などの経営指導の全般及び地域活性化事業等に寄与したと考えております。

また、商工会補助金及び女性部補助金は、会員の資質向上、後継者育成、会員間連携などに寄与したものと考えております。

また、これは商工会そのものにはございませんが、先ほどおっしゃいました小規模事業者への補助金として、持続化補助金を国の上乘せ制度として実施しておりますが、これに関しましても、小規模事業者の販路開拓や業務効率化などの経営改善に寄与してきたものと考えております。

○4番（椎葉弘樹君） 今の御答弁で、いろいろと寄与されてきた部分を御答弁いただきました。ただ、私達にとってみれば、その部分が商工会の総会資料等を見て、数字だけでは分かるのですが、行政評価として、その事業の補助の評価が果たしてできているのかの部分について、今質問をしたわけです。

恐らく、この事業評価の部分は、明確に議会のほうにも示されていないのではないのでしょうか。もう1回確認します。

○企画観光課長（本山りか君） 各種団体の補助金につきましてはですね、毎年、決算審査におきまして、所管課において評価しているものでございます。それも、決算審査資料としてお示しをしているところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） この商工会に対する事業費の補助につく事業評価のことを私言っております、この部分について、今までの一般質問の中で、事業評価ができていないというところを再三にわたり指摘をしてきました。

町長もご存じだと思いますが、これ6月の一般質問においても、その事業評価の仕組みがないということで、その事業評価シートなるものを提案させていただいた経緯もあります。だから、本町として各事業、補助事業については、しっかりとこの事業評価というのをやっていかなければならないと思っております。

次に移りますが、総合計画のほうですが、第5次総合計画、これが平成23年から10年間のスパンで今実行中ですが、ここには商業の施策が七つ、そして、工業の施策が五つ、計12個の施策が挙げられています。かなり数的には多いものです。

そこで、企画観光課長に伺います。この第5次総合計画で取り組んできた商工業への支援策について、事業評価はできていますでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） 各種ですね、今御指摘をいただきましたとおり、施策を講じてまいったわけですけれども、全体的な評価としまして、評価しているところがございます、商工会はじめ各種関係団体と連携しながら、地域経済の活性化及び雇用創出には少なからず寄与してきたと考えております。

しかしながら、依然、事業者の経営状況は厳しいものと思っております、特に後継者不足による事業継承問題などは、継続課題となっているところがございます。それに基づきまして、今後もその課題を踏まえ、行政としても支援の必要性を感じているところでございます。全体的な事業評価をやっているところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） 全体的な事業評価をされているのであれば、その12施策について、次の第6次総合計画に向けて、議会のほうにその検証結果をお示しいただきたいと思えます。

あと、第5次総合計画目標値の設定が、ちょっと矛盾している部分があるかと思います。例えば、総合計画の目標値、製造品出荷額25億円を25億円に現状維持、工業の事業所数24事業所を15事業所に9事業所減です。店舗数で見ますと84を55事業所、29店舗の減、販売額も34億円から31億円、3億円の減ということで、ほとんどが下方修正の目標値となっています。

そこで、企画観光課長に伺います。この第5次総合計画、平成23年からの10年間、

商工業の支援策において、目標設定は妥当だったといえるのでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） はい。10年前に設定させていただいた、そして5年間でまた見直しを行って設定してまいりましたが、その現状を踏まえながら、今後やっぱり施策を講じて、こうなっていくだろうという予測値でございまして、当然そこ5年間の中で、見込みと目標ですね、達成できなかった部分もありますので、そこがどう今後評価して次に向けてということがございますので、そこはしっかり、議員おっしゃいますとおり評価をやって、分析をやって、何が課題として残っているのか、そういうことを踏まえて、設定をしていきたいと思っております。

○4番（椎葉弘樹君） そもそも目標値の設定にちょっと無理があるのかなという部分もあります。店舗数や事業所数、販売額などを行政施策で実現するというのは非常に難しい部分があると思っております。やはり、総合戦略のように施策に対する進捗を見るために目標値を設定してあげないと、行政で、じゃあ販売額をいくりにしようとか、事業所数をいくりにしようとか、目標値というのはあまりそぐわないのかなと思っております。

要は、目標値と商工業の施策が連動していかないと、その事業評価や進捗管理はできないものと思われまますので、今後のそこは課題として、第6次総合計画をしっかりとチェックをさせていただきたいと思っております。

これまで町は、農業事業者と林業事業者の一部に対しては支援を強化してきました。私も平成28年度以降、一般質問で商工業への町独自の支援を提案してきました。結局、小規模事業者持続化補助金という国の上乗せ補助、町が6分の1に充てるというのが追加されております。自身2期目の政治活動の中で、商工業への支援をお願いしたいという複数の声をいただいているのも事実です。

そこで、町長にお尋ねします。今後今までの商工業への施策等の展開を見た上で、商工業への支援策を強化していく考えはないのでしょうか。

○町長（長谷和人君） 商工業への支援強化というお尋ねでございましてけれども、まず、先ほどからずっと一般質問であっておりますけれども、今回新型コロナウイルスの影響によりますことについてのお話を、前段として少しお話をさせていただくところでありますけれども、今回の新型コロナウイルスの影響によりまして、今回はリーマンショック以上というふうに言われているところでございまして、急速な景気の悪化や個人消費の減少によりまして、大変商工業、農林業も含めて、でございますけれども、厳しい状況に立たされておるといところでございます。

このため私としましては、積極的にこの支援策を講じておるといところで、まず第1弾といたしまして、3月に町内飲食店11店舗を対象に、お助けキャンペーン実施から始めておりますし、プレミアム30パーセントとして、ゆのまえ得々商品券が2回、そし

てふるさと商品券も実施をしておるといところでございます。加えまして休業要請等の協力金、経営持続化支援金、飲食店感染防止対策事業、そして、現在展開しておりますテイクアウト食事券のおいしか券事業、そして、政府系の資金の手続きの迅速化など積極的に支援を講じているところでございます。

さて、御質問の本町の商工業の部分でございますけれども、町内外の大型店舗などへ買い物客が流出すると、それによりまして事業者数、販売額が減少傾向にあるところでございます。加えまして、若手後継者の不足、それから若者層の都市部流出も著しく、仕事の場の確保も非常に課題となっている現状となっております。商工業のほとんどが、先ほど椎葉議員がおっしゃったように小規模事業者でございます、商工会のサポートなしには経営を支えられていないのが現状ではないか、実態ではないかというふうに思っております。

本年度の商工会の事業計画を見させていただいておりますけれども、経営改善普及事業指導事業の中に15の取組が計画されております。その中で、先ほど課長が答弁しておりますように小規模事業者持続化補助金、これにつきましては販路拡大、経営改善に寄与しているものというふうに思っております。この中で、本町につきましても補助金を出しているところでございます。今後とも町と商工会が連携いたしまして、事業者の持続的な経営の継続に向けた取組を、積極的に私としては行っていきたいというふうに思っております。

そのためには、先ほどから椎葉議員もおっしゃっておりますが、行政主導ではなく、商工会として会員の意向を踏まえました経営の持続化、それから発達活性化など何をなすべきか、いわゆる柱を見据えて、その中で商工会の中でも中長期の計画をお示ししていただく必要があるのではなからうか、私としては思っているところでございます。その点につきまして、行政側も私としては積極的に協力していくというところでございます。

先ほど、これ椎葉議員もおっしゃっていただいておりますが、私としては、これまで商工会長とトップ会談を何回もさせていただいておりますし、今後もこれ以上に積極的に連携させていただきながら、商工業の支援には邁進してまいりたい、かように思っているところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） 今町長のほうから力強い答弁をいただいたところです。これを踏まえまして、第6次総合計画のほうでもしっかりと商工業の支援策、盛り込んでいただき、そして進捗管理や事業評価ができるような目標設定をしていただき、しっかりとこの10年間、進めていただければと思うところです。

次に、要旨の2です。新規創業と事業承継の支援について、お尋ねします。平成30年度に行われました商工会の経営動向調査のアンケート報告書委によりますと、代表者が

70歳以上の個人事業主は約5割です。事業承継において、後継者がいなければ廃業する個人事業者は約4割いらっしゃいました。

また、事業承継したい法人は約5割、しかしその多くに後継者はいないという回答でした。商工事業者の約半数が事業承継は厳しいという結果が出ています。第6次総合計画の中で、今案ベースですが、商工業の未来を背負う若手後継者の育成及び事業承継を推進するということがうたわれております。

そこで、企画観光課長のほうに伺います。新規創業や事業承継に対して、今どのような支援を考えておられていますでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） これは、昨年度策定いたしました総合戦略の中にも明記をさせていただいておりますことですが、まず新規創業支援につきましてですが、こちらのほうについては創業に必要な手続きですとか、補助施策ですね、そういったものの紹介などをきちんとやっていけるように、商工会様と連携いたしまして相談窓口体制を強化したいと思っております。

また、創業に必要な費用の一部ですね、それに対する助成事業も検討を行ってまいりたいと考えております。それから先ほど申されました事業承継問題についてなんですけど、こちらの支援も考えておまして、これまで実施してきました後継者対策助成金事業を見直しまして、商工業者に向けて特化した施策の新たな創設を考えております。事業承継に意欲のある事業者様に対しましての支援を行ってまいりたいと考えております。

○4番（椎葉弘樹君） 今御答弁いただいた事業の何点かを御紹介いただきまして、それに対しても特に具体的に示されており、そういうのをやっていけば、本当に商工業の光が少し見えてくるのではないかと思うラインナップでした。この第6次総合計画の中で、商工会や関係機関と連携してということが、多分商工会と連携してということだと思うのですが、そこで経営基盤整備を図る事業を支援していく、正に今の御答弁のとおりです。

そこで、また企画観光課長のほうに伺いますが、本町は新規創業や事業承継の支援を、どのような体制で行っていかうという考えでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） 先ほど申しましたとおりですね、これも昨年度策定しておりますが、商工会様との連携におきましてですね、経営発達支援計画なるものを策定しておりますので、その計画に基づきまして実施を行ってまいりたいと考えております。

具体的には先ほどのちょっと重複する部分もございまして、商工会様と連携しましてですね、支援窓口を強化しまして、そこでの支援を行っていく。また、商工会様におかれましてはですね、県の商工会連合会のほうとの連携も行われます。そこで特任の専門員さんもいらっしゃいますので、そちらからの情報もいただきながら巡回等もされるよ

うに聞いておりますので、そういったところでの連携した取組、それによって商工業者の支援を行ってまいりたいと考えております。

○4番（椎葉弘樹君） この商工会との連携については、今回特に強化が図られると思うのですが、これまでの商工会の連携ですと、やはり個人経営の方々の集まりであり、多忙な商工会ということもあり、また、役場行政側もマンパワー不足ということもあり、なかなかこの二つの連携がうまくいくのかといった懸念は、課題はあると思っています。ほかの自治体の様子を見ますと、新規事業や事業承継と、それに加えて移住定住というものをセットで取り組む自治体実績を上げているのも事実です。これには行政の支援を受けた民間のコーディネーターの存在が大きいところです。理想は地域おこし協力隊のような地方創生に熱い思いのある人材が、民間のコーディネーターになっていくことだと思っています。

そこで、町長にお尋ねします。新規創業や事業承継の支援だけではなく、その移住定住などもセットにして総合的に調整ができる人材を、今後準備配置していく考えはないでしょうか。

○町長（長谷和人君） 移住定住とセットというふうな御質問でございますけれども、今回移住希望者に対します様々な支援策を講じるという場合につきましては、やはり、事業承継を含めて、でございますけれども、先ほど課長が答弁しましたとおり、相談事業ですね、加えまして、この受け入れ態勢の強化から始めなければいけないのかなというふうに思っておるところでございます。

そして、それによって支援策あたりも講じながら本町への人の流れをつくると、それが定住につながってくるのかなというふうにも思っておりますので、今申し上げました部分からまずは始めなくちゃいけないかなというふうに思っております。特に本地域におきます特性ですな、これ強み弱みの分析もやっぱり行う必要があるのではないかと、現状認識から始めることがまず重要ではなからうか、かように思っている次第でございます。

○4番（椎葉弘樹君） 私が質問したところの、例えば民間の視点を持ったコーディネーターできる人、そういう人材の配置も今後考えていく必要があるのではないかとということをお提案したところでした。町長の行政報告の中に、過疎対策法の中でも、都市から地方への移住が促進されるということで、今後そういう動きも出てくるのではなからうかと思っております。

改めてお尋ねしますが、その受け入れ態勢が重要という認識の下で、民間によるコーディネートできる総合的な窓口というのを準備していく考えはないでしょうか。

○町長（長谷和人君） 大変失礼しました。現在、移住定住等に手掛けられております組織等の連携でございますね、この点につきましては、今後他の自治体等の状況もある

というふうに思っておりますので、そこへんを調べさせていただこうかというふうに思っております。先ほど答弁したのと同じになるかもしれませんが、当地域におきましての受け皿体制ですね、これあたりは十分フォロー体制あたりが確立化できているのか、構築をしなくちゃいけない、そんなことが一番ではなかろうかというふうに思っております。

加えまして、ちょっと私言い方おかしいかもしれませんが、昔から地域の活性化のためには、よそ者・馬鹿者が来て、町の活性化をやるという言葉もございます。本町におきましては、これまでいろんな施策を講じてきたのですけれども、なかなかうまくいっていない実態もございます。やはり今椎葉議員がおっしゃったよそからの力を借りると、この点につきましては、私も否定はしないところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） 町長の答弁にもありましたように、これまでいろんな施策を講じてきましたが、後継者対策と事業承継についても、なかなか思うように進んでいないのが現状にあるかと思っておりますので、是非そこに、刺激を与えるような受け入れ態勢というのを構築していただければと思うところです。

次に、要旨3の商業拠点の整備施策について、お尋ねいたします。平成30年度商工会経営動向調査によりますと、前期からの客数と売上が減少した事業者は、全体の約5割でした。人口減少で地元消費は負のスパイラル状態に陥っています。今後の期待は外貨を稼ぐことと内需を拡大することです。本町には毎年17万人以上の観光客が訪れていると聞いております。

そこで、企画観光課長にお尋ねします。観光客数と町内への経済効果はしっかり連動できているといえるでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） 観光施策を講じれば、やはり経済波及効果は見えてくると思います。業種で言いますと、飲食業であったり、宿泊業であったり、延いては農作物の需要も高まりますので、あとは運輸業ですとか、そういったところも直結をしております。イベントを一つやるにしても、そういったところに波及してまいりますので、観光客が増えるイコール経済波及効果が高まるということで認識しております。

○4番（椎葉弘樹君） おっしゃるとおりで、観光客数が増えていけば内部の需要というのは、あと外需ですね、は高まっていくと思います。特産品を供給する場所は本町にはちょっと少ないのかなというところも感じるところです。実際観光客が17万人ほど来ているということですが、そのお金が十分落ちていない現状もあると思います。人口減少の中で町外からの外貨を稼ぐ仕組みが必要ではないかということで、議会からも何点か過去に御提案してきたところもあると思います。

例えば、道の駅構想や、物産販売所を新たに作りませんかという提案も過去にあったかと思っております。町長の所信表明の中で、農産物に付加価値をつけるために販売ル

一トの開拓を創造するというものもございました。そして、第6次総合計画、魅力ある買い物場所ということもありました。

また、企画観光課長のほうにお尋ねしますが、魅力ある買い物場所というのをどのように確保していく考えでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） まずは、今ある買い物場所、そちらのほうの魅力アップを図っていくというところから始めまして、それは当然これまでも行ってきたところですが、それに加えて、やはり併せて新たな買い物場所の確保、これも先ほどの新規創業支援、そういった中で検討できていけばと考えております。

○4番（椎葉弘樹君） 町内の公共的な二つの販売店、例えば湯楽里の売店の年間売上高は、平成30年度が365万円、令和元年度が315万円です。一方湯〜とぴあの販売年間売り上げは、平成30年度は1,253万円、令和元年度が1,075万円ということで、二つの拠点を合わせると、年間1,500万円ほどの売り上げとなっています。観光客17万人にして、そして町内の消費にして、この1,500万円がどれほどの額なのかといったところは、しっかりと検証しなくてはならないのかなと思っております。年間売り上げを伸ばすには、やはり生産・加工・販売の需要を拡大して農林省工業の所得を循環させる強い仕組みが必要となります。

町長のほうにお尋ねします。湯楽里一帯、あるいは湯前駅一帯を商品やサービスを供給する商業拠点に位置付けて、もっとお金が落ちる環境を整備する考え、ちょっと企画観光課長の答弁に重なる部分もございしますが、町長にお尋ねしたいと思います。

○町長（長谷和人君） 湯楽里一帯と湯前駅一帯の商業拠点化という御質問でございます。この両地域のこれまでのちょっと歴史といいますか、経過を整理させていただきますと、平川町長時代におきまして、現在のグリーンパレス一帯ですね、こちらが潮開発事業、そして湯前駅前周辺を駅前周辺開発ということで、二つの大きなプロジェクトの事業計画があったところでございます。

当時の資料を私が持ってないというところもあるので、私の記憶でお話をさせていただくわけでございますけれども、潮周辺開発事業としては、癒しのゾーンというかたちで名目を打ちまして、当時既に建設されておりましたグリーンパレス公園一帯、そしてB&Gセンター、そして福寿荘に加えて、この癒しのゾーンとして高齢者福祉センター、そして湯楽里、コテージ、キャンプ場、そしてグラウンドゴルフ場等が建設されたところでございまして、現在町内外の皆様方に御利用いただいているところでございます。このゾーンを、更に湯楽里を核といたしまして、私としては、既存にございます体育館やグラウンド等のスポーツの関係に結びつけをさせながらできないかというふうにも思っておるところでございます。

加えて、駅前の周辺開発事業につきましても、国道219号・388号の国道改良と並

行いたしながら、レールウイング、それからまんが美術館、改善センター等が当時建設されたところがございます。その後、湯〜とびあ、里団地、それから駅前公園、そして当時といたしましては、非常に導入が早うございました駐輪場を利用した太陽光発電が建設されたところがございます。現在は、防災・減災対策として、まんが美術館の後ろにヘリポート兼避難所の駐車場を整備させていただいておりますし、現在、改善センターの天井落下防止、空調整備工事も行わせていただいております。今後、まんが美術館のリニューアル、それから里団地の拡張等も予定計画しているところがございます。計画しているところがございます。

で、加えまして先ほどもちょっと答弁したところがございますが、町内外へ大型店などに買い物客が流出し続けておるといふ実態があるところがございますので、商工会の活性化として商工会との連携強化、そして農林商工業との連携強化、そして観光業との連携強化あたりを行っていきたいというふうに思っておりますし、今回被災しておりますくま川鉄道の存続でございますけれども、こちらも復旧後におきまして全線開通したときまでには、今申し上げたことを少しでも実現化できるようにしたらどうかというふうにも思っております。両ゾーンともですね、現在、一つの磨き上げ、ソフト・ハードのブラッシュアップができればというふうに思っているところがございます。

ただ、先ほど遠坂議員の御質問、一般質問があったところがございますけれども、まずは令和2年7月豪雨災害の復旧復興が優先するということになってこようかと思えます。最長、全協でも御説明しましたですけれども、災害復旧計画のロードマップの中では、最長5年は災害復旧にかかるのではなかろうかということがございますので、来年度の予算絡みにつきましても防災減災事業については特別枠ではございますけれども、その他の事業につきましては後年度へ先送りするなどの対応策を講じなくちゃいけないかなというふうに思っております。

ただ、今二つ御質問がございました部分についてはですね、いくらかでも実現を目指すよう、財源等もございますので有利な補助金制度を活用しながら、いくらかでも実現に向かうよう、そして商工業の発展のために頑張っていこうかなというふうに思っているところがございます。

○4番（椎葉弘樹君） 今の町長の答弁を受けまして、私もすごく共感し納得しましたので、これで、一つ目の持続可能な商工業の支援について、一般質問を終わります。

○議長（倉本 豊君） 一つ、持続可能な商工業の支援について、椎葉議員の質問が終わりました。これより関連質問を許します。

○5番（森山 宏君） 事業承継と新規創業の支援というふうに椎葉議員のほうに質問されておりますけれども、最初の計画の中には継承者の支援とかいうふうにあったと思います。一つ言いますのが、農業者は後継者支援というのが農業の場合にはありますけれ

ども、商工業の場合は最初計画ではうたってありましたけれども、その文言が商工業においてははないのは何でなんですかね。

○企画観光課長（本山りか君） それは、計画の中に位置付けている部分の中で、商業者に対しての支援がうたっていないということでしょうか。

○5番（森山 宏君） 最初の計画の中に、5次の計画の中には後継者の支援をしていくと、農業者の後継者の支援というような文言と同じものが商工業の場合にもありましたけれども、農業者後継のほうはずっとあるのですけれども、商工業者に関しての支援というのがないものですから、それが何ででしょうかねと思ひまして。

○企画観光課長（本山りか君） 一応、総合計画の中の基本計画の後期の中で、商業の振興という部分があるのですけれども、こちらの中の施策の体系の中におきまして、後継者等の人材育成支援ということでうたっております、これは事業継承ですね、事業継承に関する部分の支援策ということでお考えいただければと思います。

また、6次計画の中に、今提案の途中でございますが、後継者育成及び事業継承の支援ということで、今現段階では予定をしているところでございます。

○議長（倉本 豊君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時26分

再開 午後2時27分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

○企画観光課長（本山りか君） 先ほどの御質問で、事業ベースのお話ということでお答えをさせていただきます。農業者向けはですね、農業支援金制度なるものがございまして、平成28年度でしたでしょうか、そこに新たに創設されまして、農業に従事されて就業された場合、月額給付金を支給するという制度がございまして。

確かに商工業に関しては、これまで先ほど申しました後継者対策助成金事業で行ってまいったところですが、これが内容としますれば、祝い金制度ということになっておりまして、今平成28年度から始まった農業者向けの支援制度とは異なるものでございます。

つきましては、先ほど椎葉議員の御質問に御答弁させていただきました事業承継関係の新たな事業を、提案をさせていただければと思っております。その内容が農業者で今実施されているものと、ある程度同じような内容で御提案をしたいと考えております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

ないようですので、次にいきます。一つ、少子化時代における子育て環境の支援について、椎葉議員の一般質問を許します。

○4番（椎葉弘樹君） 少子化時代における子育て環境の支援について、一般質問を行

います。

本町では、第2期湯前町子ども子育て支援事業計画、令和2年度から5か年計画に基づき子育て支援が行われています。また、ホームページで子育て支援策の内容が充実してきています。

一方、少子化が進む町村では、子育て世帯への住宅支援や出産祝い金、医療費や学校給食の無料化など、様々な制度を駆使して手厚いサービス合戦を展開してきているところです。これらの自治体サービスを一覧にして比較できるウェブサイトまで登場し、町村間のサービス合戦に拍車をかけています。このような人口争奪戦は、短期的には成功に見えても長続きしません。それは、今後日本全体で人口が減少し少子化が進んでいくからです。

そうは言いますが、何もしなければ子育て世代の人口は減少してしまいます。何とか歯止めをしながら、子育てしたい町づくりを目指す必要があります。この一般質問では、短期的あるいは中期での子育て支援環境について、一般質問を行います。

要旨の1、子育て支援の充実です。お隣の水上村では、いち早く子育て支援策を強化し、近年の出生数が本町とほぼ同じ数になっています。本町の出生数は平成27年度から、17人、18人、16人、16人、そして令和2年度が見込みで14人と伺っております。5年連続で、10人台で推移しています。

そこで、教育課長と保健福祉課長のほうにお尋ねします。この少子化が続いた場合、今後の町政運営にどのような影響が考えられるのでしょうか。所管課の視点でお答えいただきたいと思います。まず教育課のほうからお願いできればと思います。

○教育課長（北崎真介君） 少子化の影響と申しまして、学校そのもののはなしからいきますと、本町は1小1中ですので、小学校複数の統合であるとか中学校複数の統合はございません。現在の各学年1クラスは同じでありまして、当分の間は複式学級ということは、そこまでの減少ではないようでございます。ただ同一クラス各学年1クラスで同じで続きますけれども、人数はそれに応じて減少するということです。

学級数に関しましては、特別支援学級次第ですので、増減がまだ分からないということですが、通常学級は続くと考えられるので、教員の数はそれを下回ることはないと考えております。

そのほか、ちょっと影響を受けるとしますれば、通学路の安全性の問題ですとか、集団的な活動の不足ですね、スポーツ等を含むそういったところにちょっと課題が出てくるかもしれないと思っております。

そのほか、給食の提供数は減少するというので、それに応じて変動費は減りますけれども管理全体に要する固定費ですね、経費はそれほど減少しないということでございます。

そのほか、学用品や消耗品など学校自体の購買力が落ちるところで、そういったところは商店とか地元のそういうところにも影響を及ぼす可能性があると思っております。

そのほかにも、その効果とかいろいろございますけれども、こういった現象が考えられます。

○保健福祉課長（高木堅介君） 少子化が続いた場合の保健福祉分野の影響を受けると考えられることについて、いくつか挙げたいと思います。まずは保育園、こども園、学童クラブなどにおきましては、利用者数が減ることによりまして運営等にも影響があると、それから園児数、児童数の減少等により、集団行事ですとか保育、教育のスタイル等に影響する。

次に、これはもうここ数年続いていることですが、児童手当、子ども医療費等の扶助費に影響しております。

それから、母子保健の観点から対象となる子どもが減ってくることによりまして、現在単独で実施しております各種幼児検診や育児相談会など、近隣の合同ですとかということの検討の必要性などに影響すると、それから、母親も当然子どもは生まれる母親が減るということで、いわゆるママ友の減少によりまして、保護者間の相互の相談の機会が減り、不安とは疲労の増大などに影響を及ぼす、それから、高齢者を支える若い世代の減少が加速しまして、介護保険などの公的サービスの増加に影響するということが挙げられます。以上です。

○4番（椎葉弘樹君） 今両方の課より約10個の課題を挙げていただきました。子育て、少子化が進むと、このように町の財政等にも影響を与えてくる可能性もありますし、暮らしにも影響が出てまいります。長谷町政になりまして出産祝い金一人15万円、高校生までの医療費無償化、学校給食の3割補助を実施していただきました。水上村と比べると残す課題としては学校給食の完全な無料化、修学旅行費の支援、通学費の支援をどうするか、といった3点になります。昨年12月子ども議会において、この3つの補助について助成事業の提案が子ども達からあったところです。

そのときの教育課長の答弁としましては、修学旅行費は実施の有無、割合など課内で協議している状況でした。また通学定期券は近隣2町村が実施しており、ご家庭の負担も承知しているところということでした。また、長谷町長の答弁におかれましては、非常に厳しい財政状況を加味して、今後の検討課題にしたいということでした。あれから1年が経ちました。

そこで、教育課長のほうにお尋ねします。本町の支援策の検討状況は、その後どうなっていますでしょうか。学校給食費、通学費、修学旅行費の3つの支援について、確認をさせていただきます。

○教育課長（北崎真介君） 学校給食費は、ご存じのとおり本年度から3割補助を実施しております。本年度はですね、児童生徒217名の保護者に給食費の約3割、320万円程度を支出しております。小学生一人当たりになりますと年に1万3,860円、中学生一人に1万6,500円の軽減となっております。月々の給食費が下がったというのは兄弟の多い家庭中心に好評を得ておるところでございます。本年度は最終的に3学期末までに精算することにしておりますけれども、当初、新型コロナの影響もあり学校の休業が続いた時期もありまして、これから先が見えていないので、ちょっと今のところはこういった額になるのかは分かっておりません。ただ補助率につきましては、本年度始めたばかりです。財政等も勘案しながら、当分の間は様子を見たいというところで話を進めているところでございます。それから、もちろん3割で320万円ですから単純にいいますと、この3倍強というところになると思います。そういった財源をどうするかというのは財政当局との今後の検討課題と思っております。

それから、修学旅行につきましては、大体小学生が2万円前後とか、中学生が7万円前後というところで、保護者の方の負担となっております。これにつきましては、議員おっしゃったとおり水上村は小学校が8,000円、中学校が3万円の個人負担で全額を村が出しているというところで、相当な開きがあると思っております。しかし、こちらもそういったことでシミュレーションとかはやっておりますけれども、いつどのような形で実施するかどうかは、まだ財政当局との協議の段階でございます。

また、通学定期代につきましては、管内の高校に通う生徒数を基に補助率を段階に出して、補助額のシミュレーションは作っております。大体现在の高校3年生までの数を見ますと、管内の高校、専門学校に通われている方が79名いらっしゃるようでございます。そのうち対象になります76名程度だと思いますけれども、実際全額補助をした場合、人吉駅利用で43名、肥後西村駅が13名、免田駅20名、それぞれ6か月を基に2回払うということでやりましたところ、884万円ぐらいの予算が必要ということになっております。これは段階的に4分の1、3分の1、2分の1ですとか、8割ですとか、そういった段階的な数字は全てうちで検討して出しております。これはまた先ほどと繰り返しになりますけれども、財政の問題でございますので、なかなか簡単にやりますとできるようなものではございませんので、これからはこういったやり方をするとか、やるかやらないかから始めなきゃなりませんけれども、そういったところもまだ話し合っているところでございます。以上です。

○4番（椎葉弘樹君） 今の答弁を要約しますと、学校給食費のほうは当分様子を見たいということで、通学費と修学旅行費については今協議の段階、まだ検討中ということでした。これを踏まえて町長のほうにお尋ねしたいと思っております。この学校給食費と通学費と修学旅行費について、担当課のほうではまだほとんどが協議の段階ということでした。

たが、町長としての今後の方針はどのようなお考えでしょうか。

○町長（長谷和人君） 冒頭、椎葉議員から、各町村とも優遇策があって加熱されておると、ここを、終止符を打ったらどうだろうかと多分おっしゃったのではないかなというところで、私も同感するところがございます。

その上に立ちまして、子育ての方向性でございますけれども、今3つほどお示して課長のほうからも答弁したところがございますけれども、一つにはですね、これは森山議員6月でしたかね、9月でございましたか、通学定期代の件についての補助をどうだろうかというふうなことでございましたので、私もそのときに答弁いたしましたのが近隣町村も実施されておるということで、これも前申し上げとりますけれども、本町の財政を見たときにこの財源をどう捻出するか、スクラップアンドビルドの方式で可能であれば、その対応を行っておくということで、答弁をさせていただいたところがございます。

先ほど課長が答弁いたしましたように、そのシミュレーションも実はできておりました、その中で、私としては、今くま川鉄道ご存じのとおり、災害復旧によりましてバス代行という形になっておりました、年間約3億3,000万円でございますか、経費が掛かっておりますけれども、全額国の補助金によって賄いされておるということで、これもまだ確実ではございませんけれども、来年の秋口くらいまでには、肥後西村、湯前間がひよっとしたならば部分開通が可能なのかなというふうにも思っております。

ここについては幾らかでもですね、9月答弁いたしましたとおりに補助ができないか、そこらへんを今思っておりますので、来年度の当初予算絡みで、ここは何とかやりたいなと思っております。それから答弁しておりますように、残りました部分につきましては学校給食等については、財源を見つけましたので、その財源を充当させていただいたというところがございますので、修学旅行等もございますけれども、できるものからですね、できる限り補助ができればというふうに思っておりますのでございます。

ただ今回こういうふうな子育ての支援策につきましても、基本的にはですね教育、雇用、住宅、福祉の面で総合的に推進していく必要があるのではというふうに思っておりますので、全般にわたりまして、今部分的なことだけが今質問されておりますのが、私としては教育、雇用、住宅、福祉の面、総合的に推進しながら子どもの支援策を講じていければと、かように思っているところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） 今の答弁で学校給食に関して、そして修学旅行費については、できる限り補助ができれば、今後の財源を見つけながら考えていきたいということでした。

また、通学費の補助については来年当初からできればというところで今シミュレーションを終えたところで伺いました。前回、森山議員からの一般質問において、通学費に

おいてはそのような答弁をされておりましたので、恐らくその実現に向けて動くのではと思うのですけれども、一方ですね、現在在学中の高校1年生から3年生は、正に今この影響を受けているところでございます。

この今の在学中の高校1年生から3年生に関しては、どのような支援をお考えなのか、それとももう仕方ないから来年の当初予算の分からスタートしたいのか、そのあたりをお聞かせいただければと思います。

○町長（長谷和人君） 先ほど答弁いたしましたように、財源の充当がない以上は現在の一般財源から持ち出す以外にないというところでございますので、新たな財源を見つけなければならないということでございますので、申し訳ございませんが、私としては来年の4月からできればいいのかなというふうに思っておりますので、そこらへんは財源のお話になると来年度の全協等でお示しさせていただきまして、そのような形でさせていただければというふうに思っております。

○4番（椎葉弘樹君） つまり、現在の在学中の高校1年生から3年生の部分は申し訳ないが、財源が今のところないからちょっと見送らせていただきたいというところで理解をしたところです。

もう1点ですね、前々から課題になっていました子どもの全国大会出場、スポーツなのですが、これに対する支援についてちょっと1点だけ確認したいのですが、本町では昨年度から全国大会や九州大会への出場に対して奨励金制度を設けられました。中学校の部活動においては交通費、宿泊費も支給されるわけですが、一方小学生や中学生の社会体育においては、これは支給されていないという現状があるかと思います。

子育て支援の一環でふるさと寄付金を活用して、この交通費、宿泊費を支給している自治体もあるようです。また、このスポーツ大会だけではなく、芸術、文化コンクールへの出場においても奨励している自治体もあります。町長の所信表明の柱の1で「未来を託す子どもたちが輝くまちづくり」ということを言われております。

そこで、町長にこの部分を確認しますが、小学生と中学生の全国大会出場における交通費、宿泊費は部活動や社会体育にかかわらず支援していく考えはないでしょうか。というのが1点と、その芸術、文化コンクールの出場、文化の部分、教育文化の部分においても、そういう奨励金の対象にしていく考えはないかについて、伺いたいと思います。

○町長（長谷和人君） 湯前町全国スポーツ大会等出場奨励金交付要綱、これにつきましては現在の例規になりましたのはスポーツ大会が主なものでありまして、実はこれは昨年の12月に椎葉議員肝いりで改正をさせていただいたばかりでございまして、まだ1年足らずでございます。

今回今御質問がございました文化面の奨励金ですね、これも含めてくれないだろうか、または新しいバージョンでどうだろうかというお話ではなかろうかと思っておりますの

で、他の町村もあるというお話でありますので、申し訳ございません、私ちょっとそこらへん、見ておりませんので、そちらのほうの状況等も考慮させていただきながら、ちょっと実態を調べさせていただければというふうに思っておるところでございます。

この分については幾何しか経常的な経費とはちょっとまた思いが違いますので、臨時的な部分があるということがございますし、額もそんなに大きくはないと思っておりますので、これは実態を調べさせていただいての検討という形をお願いをしたいというふうに思っております。

○4番（椎葉弘樹君） 本年度においても、空手のほうが全国大会に行かれる方がまたいらっしゃいますと聞いておりますので、実態解明、検討のほうは早急に確認していただきまして、その中学生の全国大会に行かれる方がどうなるのかといった方向性を早めに導いていただければと思うところです。

○議長（倉本 豊君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時50分

再開 午後2時51分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

○社会体育係長（工藤陽平君） 先ほど御質問がありました全国スポーツ大会等出場奨励金につきまして、補足で説明をさせていただきます。昨年度要綱のほうを、改定を行っております、簡単に申し上げますと、旧の補助金のほうでいきますと、旅費の半額程度補助するというようなものとなっております。昨年度の改定で一人当たりの単価が決まってきておりまして、奨励金を一人当たり、例えば全国大会であれば2万円お支払するというものに変更となっております。またそのほか、湯前町の小中学生が参加する場合は加算をするということも定めておりますので、旧要綱50パーセント、新要綱のですね1人当たりの単価でみましても、旧と新比較しても、同等程度の補助ができるような内容にはなっております。補足説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） 答弁調整のため、再度休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時53分

再開 午後3時07分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

ただいま、一般質問、椎葉弘樹議員の質問の途中です。

○教育長（中村富人君） 私のほうから説明をさせていただきたいと思っております。教育委

員会全体として皆様に御説明が不十分だったように思いますので、このスポーツ全国大会等について全体的な見方というのか、をしたいと思います。

まず、先ほど全額とか補助とかというのがございましたが、中学校の部活動について言えば、中体連大会というのがございます。これは指導要領でも、あっ、すいません。部活動というのは、もう一度説明しなおします。小学校の部活動がなくなりました。中学校の部活動は残っています。そこからいきますと、小学校はなくなったのは、一つは指導要領に小学校の部活動はないということが根拠でございました。

中学校については部活動が指導要領に定めてありますので、どこの中学校でも部活動がっております。また部活動の全国大会について、部活動が行う場合に、それに基づく中体連大会というのがございます。中体連大会というのは授業の一環です。ですから、指導者がついて行きますと教師は県費の出張旅費が貰えます。実施されるのも土日は限りません。土日にある場合もありますが、平日あっても問題ではありません。子ども達は欠席ではございません。というふうに中体連大会はもう授業の一環としての取扱いがっております。そういうことで、県大会、全国大会の場合には、補助がある場合には多くの市町村で全額の補助を行う。実費については補助をする。そういうのが基本的になっております。

先ほど問題にしておりました湯前町全国スポーツ大会等出場奨励金交付要綱というのは、これは社会体育について定めたものでございます。つまり例を申し上げますと、例えば湯前中学校は柔道部がございまして、柔道部が中体連で優勝して、県大会、九州大会、全国大会に行った場合には、その大会全て全額賄う。つまり湯前町では、中体連の補助については学校教育課が予算化しております。

このスポーツ大会等、今なっておりますのは社会教育、社会体育の中で予算化されております。そういうふうに御理解いただきまして、空手というのは社会体育の一環でございまして、また湯前町の子ども達頑張っておりますので、それを奨励するという意味から、およそ半額程度でしょうか、は奨励費としてしようというのが、この要綱でございまして。

そういうことで、先ほど町長のほうも答弁いたしましたので、昨年定めたばかりでございますので、これについては、しばらくは当分の間は、この要綱どおりにさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

○4番（椎葉弘樹君） 今の部分について1点だけ確認ですが、この半額というのはあくまでも小学生、中学生について対象なのかについてお尋ねします。例えば社会人の方が全国大会に行ったときには、この交通費とか宿泊費とかは特に出ないけれども、小学生、中学生については半額出されるということでよろしかったでしょうか。

○社会体育係長（工藤陽平君） はい。先ほどの説明内容について、少し訂正させてい

たきます。教育長のほうからですね、半額程度とありましたけれども、小中学生につきましては、おおむねこれまでの補助歴を見ながら、半額程度に追いつくようなかたちで、追加の分を措置をしておりますが、社会人につきましては、追加はございません。

その代わりというわけではないですけれども、県大会、九州大会等も、これまで同様補助にしておりますし、県大会を新たに追加をしておりますので、補助対象の裾野の拡大ということで、これまでの補助額よりも一部下がるところもありますけれども、裾野自体は拡大をして、様々な方がこの補助といいますか、奨励金制度を活用できるように定めております。

○4番（椎葉弘樹君） 承知しました。全国大会のスポーツについては、小中学生は半額程度、これもこれまでの前例を見ながら判断するというところで、ちょっと明確な規定はないかもしれないのですが、そういうふうになっているということで理解しました。

次に、要旨の2の、子育て世代の住環境整備について、お尋ねします。町営住宅は、現在78棟166戸あります。そのうち91戸54.8パーセントが耐用年数を超過しております。

建設水道課長にお尋ねします。若者世帯、特に20代から40代がすぐに移り住める住宅というのは、現状何戸ありますでしょうか。

○建設水道課長（皆越克己君） 若者世帯が移り住める住宅ということですが、一応昭和56年以降の町管理の住宅ということで、新耐震住宅というところで申し上げれば、田上住宅が22戸ありまして、ほかに9つの住宅があります。上村住宅、里住宅、上村第2住宅、蔵ノ元住宅、森重住宅、森重東住宅、下永野住宅、森重一般住宅、中里住宅でありまして、合わせて74戸となります。このうち世帯での入居については、単身者専用の中里住宅6戸を除きまして68戸となります。現在につきましては、全て入居されている状況になります。

○4番（椎葉弘樹君） 私が質問しました、すぐに移り住める住宅としては、現状は恐らく12月1日の住宅募集を見たところ0でした。その昭和56年以降の、割かし新しい住宅については、今若者世帯は住む住宅は本町にはないという状況だと認識しております。

本町は、平成25年度に住宅マスタープランを策定しまして、現在建設水道課のほうで計画を策定中、もしくはもう完成が近いのかなと思っております。第6次総合計画の中で、子育て世帯に配慮した町営住宅の計画的な整備を図る。そして、分譲地も計画的に整備するということがうたわれています。

そこで、建設水道課長にお尋ねします。子育て世帯に配慮した町営住宅の計画は、いつ示すお考えでしょうか。

○建設水道課長（皆越克己君） 住宅関係の政策につきましては、昨年度までは中里に

単身者向けの住宅を建設したところでは、本年度につきましては、住宅の改修工事を上村住宅で実施をしているところでは、来年度以降につきましては、新規住宅といたしまして、駅前の町有地に中堅者向け等を対象とした地域優良賃貸住宅の建設に向けた準備として、来年度から検討していきたいと考えているところです。

計画書等につきましては、ただいま整備中でありまして完成形ではございませんけれども、また議会の皆様にもそういったことで、お示しをできたらということで考えてはおります。

○4番（椎葉弘樹君） 質問ではいつお示しされるお考えかというのを聞いていますので、いつぐらいに提示したいということを示されればいかと思います。

○建設水道課長（皆越克己君） 申し訳ありませんでした。来年1月以降に開催される議会の全協等においてできたらというふうの考えております。

○4番（椎葉弘樹君） そのマスタープランができますと、第6次総合計画が来年度からいよいよ始まりまして、公営住宅の目標値が166戸から170戸と今現状は示されております。ただ166戸から170戸を見ただけでは、若者世帯数がどう住宅が推移するのかが見えません。

そこで、町長にお尋ねしたいと思います。今後子育て世帯に配慮した町営住宅は、具体的に何戸建設し、分譲地を何戸整備したいと考えられていますでしょうか。具体の考えがございましたらお示しいただきたいと思います。

○町長（長谷和人君） 先ほど課長答弁しておりますけれども、今6次の総合計画の策定時期でございまして、この総合計画に沿った住宅の個別計画の策定ということでございますので、でき次第、この総合計画と一緒に、少し遅れるかもしれませんが、町営住宅の計画につきましてはお示しをさせていただければと思っております。

さて、今回子育て世帯の住環境の方向性というお話でございまして、私としましては、この住宅対策といたしましては、町内の家庭になるかもしれませんが、世帯分離になるかもしれません。引き続き町内に住み続けていただくと、町外に転出させない、また町外から転入がしてもらうために、子育て世帯を含めた町営住宅を建設したいというふうに思っております。

課長先ほど答弁しましたように、国鉄のJR跡地でございまして、そこに一応6戸程度公賃の住宅を建設したいというふうに思っております。ただ来年度の当初予算の中でお示しをしたいと思っておりますのでございまして、社会資本整備交付金の中で、予算要求が叶えば来年度設計ができればというふうに、ちょっとまだ流動的でございまして、ただ6戸程度は建設というふうに思っております。加えまして、できましたならば分譲住宅の整備も行いたいというふうに思っております。

ただいま御質問にございました何戸かという造成地の部分でございまして、造

成地の規模ですね、1戸当たりどの程度の坪数になるのか、分譲地の、それによってもちょっと変わってまいりますので、今その何戸というのは申し訳ございませんけれども、ちょっと答弁できないということで、分譲地の整備もしっかりとやって行きたいと、かように思っているところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） 本町には現状、若者世帯がすぐ入れる昭和56年度以降の町営住宅というのがありませんので、是非、その計画をマスタープランにしたがって、しっかりと進めていただければと思います。

最後に要旨の3、保育園とこども園の方向性についてお尋ねします。本町の保育施設は湯前保育園と慈光こども園の2園があり、いずれも民間で運営されています。園児の定員は保育園が今年度70人、こども園が75人とのことですが、2園からは今後も減少することが示されております。

そこで、保健福祉課長のほうにお尋ねいたします。保育施設の定員は令和5年度以降、どのようになるとお考えでしょうか。

○保健福祉課長（高木堅介君） 保育園、こども園の定員につきましては、今椎葉議員がおっしゃられたとおり、今年度の定員が湯前保育園70人、認定こども園75人ということで、これにつきましては、今年ですね、令和2年3月に策定しました第2期湯前町子ども子育て支援事業計画の中で定めているところでございます。またこの中にも示しておりますけれども、子ども子育て支援事業計画において、令和3年度以降については児童数の減少が見込まれるため、既存の施設、私立保育園1園、認定こども園1園において、利用定員の弾力運用を行いながら見込み量を確保します。それとともに利用希望や施設の状況によって、利用定員の変更も検討してまいりますとしているところでございます。

御質問の令和5年度以降の定員についてですが、この計画策定時におきましては、令和5年度及び6年度の利用定員見込みにつきましては、湯前保育園は55人、こども園を35人、合計90人としております。

実は、先週12月10日に両園のヒアリングを行いましたところ、湯前保育園のほうから、この計画策定時よりも見込みを5名減らしまして、令和5年度が55人のところを50人でということで、今変更されているという状況です。以上です。

○4番（椎葉弘樹君） 今保健福祉課長からもありましたとおり、令和5年度以降、両方合わせて85名の定員で、50名と35名という体制になるということでした。非常に厳しい状況です。保育園の収支状況を見ますと、湯前保育園のほうですが令和元年度からマイナスに転じまして、令和5年度には剰余金が底をつくという報告を受けております。

そこで、保健福祉課長のほうにお尋ねします。保育施設の経営は今後も2園体制で継続できるとお考えでしょうか。

○保健福祉課長（高木堅介君） 今御質問の保育施設の経営について、でございますが、どちらも民営の施設でございますので、経営という点に対して行政が答えるべきではないと考えております。ただ先ほど言いました先週ヒアリングを行いました際に、人口、少子化で利用者数の減少が見込まれることに対しまして、今後そのまま2園でいった場合に、維持できるかどうかといったところを聞きましたところ、少人数になりながらも経営はなんとかできるという回答は得ております。

町としましては、表面積も小さくて、コンパクトな湯前町ですけれども、こども園、保育園の体制につきましては、財政面ですとか、保育の質、あと保育ニーズの把握などを行いまして、その保育施設の在り方を継続して検討していかなければならないと考えておりますが、基本はこの計画にありまして、湯前町子ども子育て協議会がありますので、その中で先ほど言いました定員の弾力運用ですとか、そういうことも検討しながら今後も将来の方向性ですね、を協議し検討していくこととしております。以上です。

○4番（椎葉弘樹君） 少人数でも維持できるという御回答があったわけですが、それは湯前保育園側の話なのかなというふうに私は思っておりましたが、それは両園とも同じような見解でよろしかったでしょうか。

○保健福祉課長（高木堅介君） どちらにも同じようにヒアリングをしておりますので、どちらからも維持できるということで伺っております。

それから今年の2月ですかね、厚生文教常任委員会の際に示された資料では、令和元年度が、湯前保育園が赤字になるということでしたが、実際は黒字で終わっております。今年度も、実績を出したところですね、黒字でできているということで、今年度の見込みもトントンで行けるというような状況で、2月に示した資料は最悪と言いますか、一番悪い状況だとマイナスになるというようなところを聞いております。以上です。

○4番（椎葉弘樹君） 悪い状況ではなくなっている解釈でしょうかね。いずれにしましても、今湯前保育園でいいますと、定員が70人のところが50人ほどに下がってしまって、その後ももしかすると減少するかもしれないという最悪のケースも考えられます。

そういった両園の保育事業を踏まえまして、町長にお伺いしますが、担当課のほうではヒアリング等行われているようですが、実際に令和5年度以降を見据えてですね、両園の方向性を、施設の方向性をどのようにお考えなのか、町長のお考えを伺いたいと思います。

○町長（長谷和人君） 保育園の方向性ということでございますけれども、まずはちょっと整理させていただくところでございますけれども、湯前保育園のほうからの実は今に至ったという経緯のほうから、まず申し上げておきたいと思っておりますけれども、私の記憶でございますけれども平成13年の聖域なき構造改革、または小

泉構造改革と称されました改革でございますけれども、郵政事業の民営化、道路関係4公団の民営化など、いわゆる官から民へ、または国と地方の三位一体の改革、いわゆる中央から地方へと改革の柱としての改革が進められたところでございまして、同時期に進められたのが平成の大合併でございました。

本町は平成15年6月に皆さんご存じのとおり、合併任意協議会が解散しまして自立の選択をしたところでございます。その後自立するための行財政再建計画書、そして全自治体が策定しております集中改革プラン、この計画の中に今御質問がございましたけれども、民営化委託等の推進が掲げられ、町保育所の運営にいたしましても、今御質問があつてございますが入所児童数の減少により定員数の見直し、それから保育所の統合の検討、将来的には民営化等も視野に入れた運営の在り方も検討するというのが、この計画に上がったところでございます。

で、これを受けまして町保育園では、多分平成24年かと思っておりますけれども、統合の説明会が行われております。平成25年には今に至っておりますけれども、湯前町社会福祉協議会へ1年間の指定管理、そして平成26年に完全に移管されたというふうに私は記憶しておりますけれども、ここに至っておるということでございます。大変苦勞しながらここまで至ったということをご理解をいただきたいと思っております。

そして、なぜ社協に移管したのかということになるわけでございますけれども、それは行政運営の簡素化が目的でございましたのですが、社協が湯前保育園の保育方針を踏襲するという意味からでございました。このことは保護者が、保育方針が違う保育園をどちらかを選択することができる。選択範囲が広がると、いわゆる継続したほうが良いというふうなことでの結果になったというふうに私は思っております。

そしてまた、この二つの保育園とも社会福祉法人でございます。そして私は今説明しましたように、一方の会長も務めておるということでございます。先ほど課長も答弁いたしましたけれども、行政側としてその方向性について、どうこう言える立場ではないという部分も十分椎葉議員御理解いただければと思っております。

そしてまた、大変今御質問があつてございますけれども、大変経営体制も気になるところでございますけれども、まずは両保育園とも子ども達の支援を優先しながら、行政の役割として、子育て、それから支援のために保健、医療、教育、福祉、生活環境などの多様な分野にわたりまして、引き続き支援を行っていきたいというふうに思っております。今回の件につきましては、課題点も十分にお聞きしながらその方向性を、整理をさせていただけないかと、現時点では思っております。

なお、私のほうもちょっと古くはなるのですけれども、昨年9月だったと思うのですけれども、一方のほうのこども認定園のほうにもお話を実はお聞きしたという経緯もございまして、12月10日、担当課においては、両園についてヒアリングを行っております。

いうところでの話とさせていただきたいと、かように思っているところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） 町長としては、最終的には、経営には当然町はいろいろ言うことはできないけれども、この2園の体制というのは過去の経緯も踏まえて今後も何とか継続していきたい、小規模体制になっても、小規模保育園になっても継続していきたいという思いでしょうか。

○町長（長谷和人君） 当然、先ほど私、行革の話をさせていただいたのですけれども、そこで働いていらっしゃる保育士の先生方もいらっしゃいます。今回湯前保育園のことでだけちょっと申し上げるところでございますけれども、実はこれから退職される職員等の補充も実はしないような方向で、物を作ることと比較したらいかんかかもしれませんけれども、減産体制をやるようにということで指示をしまして、椎葉議員のほうも資料を持ってらっしゃると思うのですけれども、職員の定数を減らしながら、そして職員数を減らしながらも、子どものためにはちゃんと万全な体制を整えるという形で計画を作っておると、そしてシミュレーションの中に一部、経営的には赤字の部分が出ておったのですけれども、最悪のシナリオを講じながらも湯前保育園のほうは経営体制を堅持していくと、サービスを低下させないようにしていくと、そういうことを念頭におきながらこちらのほうは運営をさせていただいております。

引き続き、もう一方のこども認定園さんのほうにつきましても、お話を聞かせていただきながら、その整理をさせていただけないかと、かように思っているところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） 最後になりますが、結びの言葉ですね、湯前町は先ほども申しましたように、5年連続の10人台の出生数ということで、今後保育園、保育施設の影響が小学校に移り、中学校に移り、そして先ほど教育課長と保健福祉課長からも言われたように、町の課題が出てまいります。そういったところを何とか踏みとどまっていだけけるような子ども環境の支援を、子育て支援の環境をしっかりと計画に基づき整備していただければと思います。

これで、少子化時代における子育て環境の支援についての一般質問を終わりたいと思います。

○議長（倉本 豊君） これから関連質問を許します。

○3番（遠坂道太君） 子育て支援の充実の中で、給食費なのですけれども、財源が今いくらかやっていたいておるわけですが、その中で私も質問しましたところで、米の供給ですよね、を、町長も今後考えてみたいというような答弁を前にされたように思っておるのですが、それにつきまして町長どうなっておりますか。

○町長（長谷和人君） 米の現物支給と、実は給食費の今ちょっと保育園の話と違って小学校と中学校の計画での給食の補助というようなお話で、私考えておったのですけれ

ども、なかなか補助金といいますと先ほど言いましたように財源が必要になってまいりますので、その地産地消という立場からですね、お米を湯前町の生産されたお米を給食室に給食として原料として活用できないかというふうなことを私が思っておったということでのお話でございます。

今現実に30パーセントほど給食費補助をやっておりますし、引き続き米ばかりではございませんけれども、地産地消あたりですね、含めながらですね、何かできないかというふうに思っておりますので、今のところは補助金をやっているというところで、計画をさせていただければと、このまま引き続きさせていただければというふうに思っております。

○3番（遠坂道太君） 米のほうは、ほんなら供給はされないと、ということですかね。

○町長（長谷和人君） 当初は財源等の問題がございましたので、可能であるならばそういうふうなお米がありますので、おいしいお米を食べていただくかということで、思っておりました。そこは非常に申し訳ございませんけれども、安価で補助が可能だということに着目いたしましたので、そういうことを考えておったのですけれども、財源を何とか充当ができましたので、今30パーセントほど補助をやってるので、そういうふうに代えさせていただけないかというふうな答弁でございます。

○議長（倉本 豊君） ほかに。

○6番（黒木龍次君） 1点ほど質問をさせていただきます。JR跡地へ6戸の住宅を来年度設計するというふうなことでございますけれども、そして併せて分譲地の整備も行うというような町長の答弁でございました。その分譲地、予定地ですね、場所はどこか決定されているのか、それをお伺いします。

○町長（長谷和人君） 予定地でということでお答えさせていただければと思っております。今空き地になっておりますけれども、森重西でございますか、それに下里団地の信順寺前の牧原でございますか、それから高見住宅の下が元町ですか、すいませんちょっと今言葉が出てこなかったのですけれども、そういうところを考慮しているところでございます。

場合によりましたならば、これ独り歩きしてもらえば困るのですけれども、分譲地を改めて民間地に求めるということもありうるかもしれません。ただ、今遊休地になっておりますので、せっかくですので、有効利用をするならば、そういう今申し上げました候補地あたりができないかということで思っているところでございます。

○6番（黒木龍次君） ただいま聞いた場所については、大変利便性は良いところだというふうに理解をいたしました。また違う場所も選定するというようなことでございますが、やっぱり分譲住宅地として販売する場合は、なるべく便利の良い場所を選定していただきたいというふうをお願いしておきます。

○町長（長谷和人君） 候補地は別といたしまして、私の思いだけちょっと皆様方にお伝えしておこうかというふうに思っておりますけれども、各自治体におきましては、この分譲地におきましては、大きな定住促進的な役割を持ってやっておるということで、今黒木議員がおっしゃいましたように、安価な部分という部分がございます。土地の評価額あたりも含めましていきますと、やっぱりいくらか高くなる可能性もございますし、制度設計の意味合いもございますので、そこらへんも他の自治体のところを見ながら、なるべく優位に買っていただく、もしくは住んでいただくという制度をちょっと設けたいというふうに思っておりますので、分譲住宅のハード事業に併せながら、そういう施策の部分につきましても、御協議をさせていただければというふうに思っているところでございます。

○7番（味岡 恭君） 保育園とこども園の方向性ということで、ちょっとお尋ねをいたします。先ほど椎葉議員の質問の中で答弁がございましたが、令和2年、令和3年、令和5年の方向性として、令和5年が50名、湯前保育園が50名だったですかね、慈光保育園がかなりまた少ない35名だったですか、合わせて85名ということで説明がございました。だんだん厳しくなっていくなと思ったのですが、存続の問題に今後なっていくのではなかろうかというふうにも考えます。今先ほど当初予算でございました広域入所運営費負担金が854万円ほど当初ございました。これは質問したときに、確か7名分じゃなかったかと思えます。それは確認、数字をおたずねします。

それと、今度補正予算で後から21日に説明があるかと思うのですが、140数万円補正がなされております。全部で合わせて1,000万円程度でございます。今度また人数が変わるのか何名になるのかトータルで、また広域他町村に運営するのも違反じゃございません。何も問題ないと思うのですが、先ほど経営のことを考えますと非常に厳しくなっていく状態でございますので、そのへんも含めて、何らかこう地元におりながら地元の保育園を活用していく方向性はできないものか、お願いできないものを質問いたします。

○議長（倉本 豊君） 答弁調整のため、休憩します。

-----○-----

休憩 午後3時42分

再開 午後3時44分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

○保健福祉課長（高木堅介君） 広域入所の負担金につきましては、当初予算で6名を予定しておりましたところ、現状7名と増えておりますので、不足分を補正するものでございます。

それから、町内、湯前の方が町外の保育施設を利用されるときは、広域入所

の負担金になるわけですが、逆のパターンもありまして、町外、湯前町外から湯前の保育園に預けているパターンもあります。この利用者につきましては、その保護者の職場の勤務先が例えばあさぎり町ですとか人吉ですとか遠方ですね、町内ではないところというところで、そういう保護者の仕事の都合というのがありますので、なかなか難しいところはあるのですが、町内の保育園、こども園が魅力ある保育園で、その仕事の都合があっても町内に預けてもらえるような保育園、こども園になればというところがございます。

それから、経営につきましても子どもが減りながらもということがありますが、先ほども言いましたように、保育方針が異なっているということがありますが、そこは先ほども申しましたとおり、子ども・子育て協議会の中で、保育の質の在り方ですとか、そういうところ保護者のニーズとかも含めまして、様々な観点から検討していくこととなりますので、なかなかここで2園を1園にする方向に持っていくとかですね、そういうことはちょっと申し上げられないところですが、いろんな要素を含めながら、子ども・子育て協議会を保健福祉課が事務分掌を持っていますので、そこで検討していきたいと思えます。以上です。

○7番（味岡 恭君） 今言われるのはよく分かります。勤め先とかいろいろな関係で、近いから保育園を利用するとかということはよく分かります。ただ、何というのでしょうか、湯前経由していく仕事もできると思いますので、職場のほうに行けるのも、できるだけ地域を利用していただくようお願いできないものかということの一つ、それと、何というのですか、他町村に出す場合、どういう理由があるのかを一度聞き取り調査をしていただきたいというのと、他町村から湯前の当町村に出されているのが何名ぐらいおられるのをお尋ねします。

○保健福祉課長（高木堅介君） 湯前町から町外への広域の利用は、現在7名になっております。それから町外に預ける際の理由と申しますか、そういうものは利用申込みの際に理由を聞いて、ヒアリングをしているところでございます。ここでは先ほど一例で申し上げましたが、例えば自分が勤めている保育園、そういうのがあるのですけれども、全ではないところで、申し訳ございません。以上です。

今申しましたのは、湯前町内から町外に預けているのが7名です。逆に今度補正でお願いいたしますのが町外から町内が6名を予算で計上しておりましたが、7名になっておりますので、町外から町内に受託しておりますのが湯前保育園7名、慈光こども園34名の合計41名になっております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○2番（西 靖邦君） 先ほど住環境整備の件で、6戸新築する予定があるということをお聞きしました。私思うのですけど、集合住宅みたいな6戸か8戸、2階建てか3階

建てか、集合住宅ですね、そういうお考えはないのでしょうかね。何でもかと言いましたら、1戸ずつ建てるよりも集合住宅化したほうが、坪単価が安価になると思うのですけれども、そのへんの検証もしていただいたら良いと思います。以上です。

○建設水道課長（皆越克己君） 住宅のタイプにつきましてはですね、現状の想定といましては、平屋建てなのかなと思っております。戸数につきましても、6戸というふうなことでございますけれども、多層階、2階3階建てということで、それを6戸の例えば18戸、12戸というふうなことは、現在のところ戸数と対象の人数としても、全然現状のところでは考えていないところです。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○1番（吉田精二君） 子育て支援の件で、今給食費とか定期とかの減免を検討しているというようなことですが、一つ提案といいますか、町の奨学金につきましてですけれど、定住、人口減少にもつながるとは思いますけれども、奨学金につきまして、高等学校それから専門学校、大学と申請して奨学金が出されるわけですが、償還につきまして借りた年額の2倍ということで償還されているとは思いますけれども、例えば湯前町内に一定期間以上住んだ場合に、奨学金の償還について例えば免除するとかというふうなことも、少子化対策につながるとは思いますけれども、そのへんのお考えはないのでしょうか、御質問します。

○議長（倉本 豊君） 吉田議員、通告外に入っていきますので、それはどこかの議案審議のときにまた尋ねてください。

ほかにないようですので、これで関連質問を終わります。

-----○-----

○議長（倉本 豊君） ここで、お諮りします。議案調査、委員会調査のため、明日12月15日から12月20日までの6日間を休会としたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、明日12月15日から12月20日までの6日間を休会とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、12月21日午前10時に開きます。

議事は、条例改正・補正予算等を予定していますので、御参集願います。

本日は、これで散会します。

-----○-----

散会 午後3時55分

第 2 号

1 2 月 2 1 日 (月)

令和2年第9回湯前町議会定例会

[第2号]

令和2年12月21日
午前10時00分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第 1	議案第63号	湯前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第 2	議案第64号	湯前町認可地縁団体印鑑条例の制定について
日程第 3	議案第65号	令和2年度湯前町一般会計補正予算（第9号）について
日程第 4	議案第66号	令和2年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
日程第 5	議案第67号	令和2年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）について
日程第 6	議案第68号	令和2年度湯前町水道事業会計補正予算（第3号）について
日程第 7	議案第69号	令和2年度湯前町一般会計補正予算（第10号）について
日程第 8	発議第 4号	議会広報調査特別委員会の設置について
日程第 9		議員派遣について
日程第10		総務厚生文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第11		企画経済建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第12		議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

2. 応招議員

1番 吉田 精二	2番 西 靖邦
3番 遠坂 道太	4番 椎葉 弘樹
5番 森山 宏	6番 黒木 龍次
7番 味岡 恭	8番 金子 光喜
9番 山下 力	10番 倉本 豊

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議 会 事 務 局 長 西 村 洋 一 議 会 事 務 局 主 事 勘 米 良 康 隆

7. 説明のため出席した者

町	長	長 谷 和 人	副 町 長	富 安 智 詞
教 育	長	中 村 富 人	総 務 課 長	高 橋 誠
税 務 町 民 課	長	堤 田 真 由 美	保 健 福 祉 課 長	高 木 堅 介
建 設 水 道 課	長	皆 越 克 己		

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） ただいまから、令和2年第9回湯前町議会定例会、第8日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1 議案第63号 湯前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（倉本 豊君） 日程第1、議案第63号、「湯前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） おはようございます。本日もお世話になります。議案第63号、湯前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、軽減判定の見直しが行われたことにより改正するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○税務町民課長（堤田真由美君） 議案第63号、湯前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

今回の改正は、平成30年度税制改正に伴い、地方税法施行令の一部を改正する政令、令和2年政令第264号が、令和2年9月4日に公布され、給与所得控除及び公的年金等控除から基礎控除へ10万円が振替となる、個人所得課税の見直しが、令和3年1月1日より施行されることに伴い改正をするものです。

4ページの新旧対照表にて説明いたします。第23条国民健康保険税の減免では、世帯に係る平等割と個人に係る均等割を世帯の所得状況によって軽減する条項でその軽減判定基準額を規定しています。

第1項第1号7割軽減の規定になります。軽減判定基準額、現行33万円を43万円に引上げ、さらに、世帯の中の給与及び公的年金等収入がある被保険者数の合計数から1を引いた数に10万円を乗じた額を加算した金額を超えない世帯を対象とします。10万円振替の影響が出る所得が対象となりますので、加算される被保険者に該当する人は、給与収入においては、収入金額が55万円を超える人に限られ、公的年金等収入においては、65歳未満の人は60万円を超える人、65歳以上の人は110万円を超える人に限られています。所得控除が10万円引き下げられたことにより、必然的に所得が10万円増えることとなりますので、税制改正により不利益を生じさせない措置となっています。

5ページになりますが、第2号では5割軽減、第3号では2割軽減について規定しており、同様の改正となっています。

附則については、規定の整備になります。

2 ページに戻りまして、附則において、この条例は令和 3 年 1 月 1 日から施行し、令和 3 年度以後の国民健康保険税について適用するものです。以上で説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 63 号、「湯前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第 63 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 2 議案第 64 号 湯前町認可地縁団体印鑑条例の制定について

○議長（倉本 豊君） 日程第 2、議案第 64 号、「湯前町認可地縁団体印鑑条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 64 号、湯前町認可地縁団体印鑑条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。行政区名義の不動産を認可地縁団体として財産登記する必要が生じたため条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○総務課長（高橋 誠君） 湯前町認可地縁団体印鑑条例の制定について御説明いたします。今回の条例制定の背景でございますが、これまで、行政区が保有する財産は、行政区名義では不動産登記ができなかったために、会長の個人名義や役員の名義で登記が行われ、その後の名義変更や相続などの際に問題を生じてきました。

そのため、平成 3 年に地方自治法の一部が改正され、行政区のように、「その区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」で「その区域内に住所を有する人は誰でも構成員となれる団体」については、一定の手続きを行い、町長から法人格の認可を受けることで、その財産を行政区名義で不動産登記することができるようになりました。

このような一定の手続きにより法人格を取得した団体を『認可地縁団体』といたしますが、先般、町内の 1 地区において、水路を当該区の財産として登記して管理する旨の相談

があったこともあります。今後そのような案件に対応できるよう、町の条例を整備するものです。

議案書の2ページを御覧ください。第1条でこの条例の趣旨でございます。この条例を制定する目的が、地方自治法第260条の2第1項に基づき、町が認可した地縁団体の代表者等に係る印鑑の登録、そして証明することについて申請手続きなどの必要な事項を定めたものであることを明記したものでございます。

第2条は、認可地縁団体の登録が可能な者として、登録資格を明記したものです。

第3条第1項は、団体印鑑の登録をしようとする場合の申請方法について定めております。認可地縁団体等の代表者が団体印鑑を登録する場合には、自ら団体印鑑を持参して、町長に対して登録の申請をしなければなりません。なお、第12条の規定により代理人の申請も認められます。

第3条第2項は、団体印鑑を登録しようとする代表者等は、申請書に団体の代表者の個人の印鑑を押印するものです。印鑑登録証明書の添付が必要でございます。

第4条は、町長が申請を受けて団体印鑑を登録する場合に、代表者等の確認、地縁団体登録台帳の記載事項、個人印鑑の印鑑登録原票の記載事項、印影を照合するなど必要な審査を行い登録することを規定しております。

第5条は、登録しようとする団体印鑑の形状などの制限について定めております。

第6条は、町長が、申請を受けて、団体印鑑を登録する場合に、認可地縁団体印鑑登録原表に記載する項目について定めております。

第7条は、認可地縁団体印鑑登録原表の記載内容に変更が生じた場合の取り扱いについて定めております。

第8条は、団体印鑑の登録を廃止する場合、亡失した場合の取り扱いについて定めております。

第9条は、団体印鑑の登録を抹消する場合の取り扱いについて定めております。

第10条は、団体印鑑の登録を受けている者が、団体印鑑の登録について、証明書の交付を受けようとするときの申請手続きについて定めております。

第11条は、町長が、認可地縁団体印鑑証明書の交付をする場合の取り扱いについて定めております。

第12条は、認可地縁団体の代表者等に代理人を置いている場合の申請や届け出等の手続きについて定めております。この場合には、代理人は団体印鑑を登録している者から委任を受けた旨を証した書類を提出しなければなりません。

第13条は、申請や届け出があった場合、これらが適正であるかどうか町長に確認する義務がありことを規定しております。

第14条は、印鑑登録原表などの書類の閲覧について定めております。

第 15 条は、町長が、団体印鑑の登録や証明について、関係者に対して質問や調査する権利があることを定めております。

第 16 条は、この条例が、湯前町行政手続き条例の規定との関係について定めております。

第 17 条は、この条例の施行の際に、必要となる規定を、規則で定めることを規定しております。

附則において、公布の日からの施行としております。

以上、説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○4 番（椎葉弘樹君） この条例を制定することで、各地区はこの認可地縁団体という法人格を持つこととなります。その時に税金面ではどのような対応が本町としてなされるのかについてお尋ねしたいと思います。町税と県税と国税で、どのようなところが影響を受けるのかについてお尋ねします。

○総務課長（高橋 誠君） 認可地縁団体の取得する登記の財産についても、種類にもよるのかと思いますけれども、収益事業を行う場合と、収益事業を行わない場合ということで、町税、県税、国税、いろんな取扱いありますけれども、収益事業を行わない場合であれば、課税免除又は非課税等々の措置があるようでございます。収益事業を行う場合については、課税ということが基本となっているところでございます。

○4 番（椎葉弘樹君） 例えば、法人町民税や法人県民税に関しては、減免措置というものもあるようですが、本町としては、何かそのあたりはお考えなのでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 税関係については、またその届出があった種類によって、この収益を行う事業等々について、行わない事業について、しっかり調査させていただいて、税法等を見比べましてですね、課税又は減免できるかどうかについても調査させてその申請ごとにやらせていただければと思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 64 号、「湯前町認可地縁団体印鑑条例の制定について」を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第 64 号は、原案のとおり可決され

ました。

-----○-----

日程第3 議案第65号 令和2年度湯前町一般会計補正予算（第9号）について

○議長（倉本 豊君） 日程第3、議案第65号、「令和2年度湯前町一般会計補正予算（第9号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第65号、令和2年度湯前町一般会計補正予算（第9号）の提案理由の説明を申し上げます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億7,128万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ47億1,414万2,000円とするものでございます。

主な内容は、地方バス運行等特別対策補助金、障害児通所事業扶助費、放課後児童健全育成事業補助金、それから令和2年7月豪雨災害による河川災害、道路災害などの復旧工事費、また地方債補正を行うものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○総務課長（高橋 誠君） 一般会計補正予算（第9号）について、御説明いたします。

タブレットの議案書の事項別明細書の歳出、14ページをお開きください。

款2総務費でございます。項1総務管理費、目1一般管理費の役務費は、電子会議等通信費33万1,000円を計上しました。会議用タブレットの通信費に当初予算の積算に誤りがございまして、3月末までの不足額を計上しました。大変申し訳ございませんでした。

目9企画調整費、節18負担金補助及び交付金、地方バス運行等特別対策補助金は、タブレット内の議案説明資料に詳細を載せておりますが、産交バスの本町に係わる運行路線につきまして、経常収入から経常費用を引いた、経常欠損額を市町村ごとの年間運行距離数などから算出した金額を補助金で負担するものでございます。1日当たり運行回数、平均乗車密度、輸送人員、路線ごとの赤字額などが示されております。今回本町含む人吉球磨の市町村が負担する補助適用額が決定されたことにより、367万3,000円を計上しました。

項5統計調査費、目2指定等経費は、国勢調査指導員、調査員報酬ほか、歳入のほうで、県費委託金の統計調査費委託金の交付決定により、歳出にそれぞれ充当のうえ計上いたしました。

15ページです。款3民生費でございます。項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節12委託料、障害福祉サービス制度改正に伴うシステム改修委託料26万4,000円は、令和3年度に予定される報酬改定に伴うものでございます。なお、歳入のほうに、国庫補助金2分の1を計上し充当しております。

次に、節 18 負担金補助及び交付金、人吉球磨圏域中核機関設立準備金 9,000 円は、成年後見人制度基本計画に、中核機関の設置が位置付けされ、人吉球磨圏域に、令和 3 年度設立を予定されており、その設立準備にかかる経費でございます。

次に、節 19 扶助費、1,063 万 9,000 円ですが、障害者補装具交付金事業扶助費、障害児通所事業扶助費、障害児居宅生活支援利用者負担特別助成金は、それぞれ 3 月末までの所要見込み額により不足額を計上しました。歳入のほう、民生費国費負担金 2 分の 1、県費補助金 4 分の 1 をそれぞれ計上し充当しております。

次に、意思疎通支援補助金 2 万 8,000 円は、熊本県ろう者福祉協会と契約し、手話通釈者派遣、要約筆記者派遣を行えるものでございます。なお、歳入のほうに、障害者福祉費国庫補助金 2 分の 1、県費補助金 4 分の 1 を計上し充当しております。

次に、節 22 償還金利子及び割引料 162 万 2,000 円は、各項目について令和元年度事業の負担金の精算に伴う返還金をそれぞれ計上しました。

目 2 老人福祉費、介護予防拠点施設整備費補助金 86 万円は、健康活動を開始される野中田 1 区公民館の手すり・スロープ・エアコン設置などの改修に要する補助金で、歳入に計上しておりますが、熊本県介護基盤緊急整備特別対策事業補助金を活用するものでございます。また、健康管理血圧計購入補助金も同時に計上いたしました。

次に、目 4 国民年金費、年金システム改修委託料 10 万 6,000 円ですが、令和 3 年 4 月 1 日からの税制改正に伴うもので準備行為としてのシステム改修です。歳入のほう、国庫支出金を 10 分の 10 で計上し充当しております。

次に、16 ページです。項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費、節 18 負担金補助及び交付金は、放課後児童健全育成事業補助金 229 万 4,000 円ほか、その下の 3 項目の各補助金とも、令和 2 年度追加新規事業開始に伴う増額補正となるものでございます。

障害児健全育成事業の療育利用適正化に伴うもので、慈光学童クラブの 1 支援を増設に対応するものでございます。12 月から 3 月までの所要見込額を計上しました。なお、歳入のほうでは、国庫補助金の子ども子育て支援交付金 3 分の 1、県費補助金 3 分の 1 を充当し計上しております。

次に、節 22 償還金利子及び割引料 71 万 6,000 円は、各項目について令和元年度事業の交付金の精算に伴う返還金をそれぞれ計上しました。

目 2 児童措置費は、広域入所運営費負担金に、入所児童の増加により 3 月までの所要見込み額を計上しました。

款 4 衛生費、でございます。項 1 保健衛生総務費は、成人歯科検診医師報酬、費用弁償は、総合検診において、受診時間の延長に対応することから、2 日分の費用を計上いたしました。

目 2 予防費、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業対応業務委託料 85 万 8,000

円は、厚労省からの通達によるもので、実際のワクチン接種の開始時期は現在未定でございますが、準備作業を先行させるもので、総合行政システムの予防接種システム等、対象者向けの予診票、名簿一括作成、接種情報管理など一元管理させる改修でございます。これは国の事業ですので、歳入のほう国庫補助金 10 分の 10 を計上し充当しております。

17 ページでございます。款 5 農業振興費でございます。項 1 農業費、目 3 農業振興費、中山間地域等直接支払交付金 24 万 4,000 円は、令和 2 年度からの第 5 期取組面積の増により補正計上いたしました。また、歳入のほう、県補助金 4 分の 3 を計上し充当しております。

また、湯前版中山間地域等直接支払補助金 123 万 6,000 円についても、第 2 期対策の取組面積の増により補正計上いたしました。

款 7 土木費、でございます。項 2 道路橋りょう費、目 1 道路維持費、道路維持管理委託料 31 万 4,000 円は、町道の除草作業等にかかる委託料です。3 路線を予定します。

款 9 教育費、でございます。項 2 小学校費、項 3 中学校費、それぞれ歳入のほうで、国庫補助金、特別支援教育就学奨励費補助金 54 万円、学校保健特別対策事業費補助金が交付決定されたことにより、一般財源との財源更正を行うものでございます。

18 ページでございます。項 4 社会教育費、目 1 社会教育総務費は、地域未来塾等の謝金で中学校生徒の冬休み期間での塾開催を実施するための講師謝金を計上しました

目 4 美術館費、そして項 5 保健体育費のそれぞれの会計年度任用職員期末手当等の人件費の補正については、採用時の前歴換算した分の月額基礎額の積算誤りによる不足によるものです。大変申し訳ありませんでした。

款 10 災害復旧費でございます。項 2 公共土木施設災害復旧費については、河川災害復旧費 6,999 万 9,000 円は、竹の谷川、大谷川、単独災害復旧工事おけるそれぞれの災害復旧費を計上しました。

また、道路橋りょう災害復旧費 7,285 万 9,000 円は、町道永岡線法面災害復旧工事における用地購入と登記委託料、そして、町道牧良線ほか 5 路線と単独工事における道路災害復旧工事費をそれぞれ計上いたしました。

なお、歳入のほう、国庫支出金に、公共土木施設災害復旧事業費 7,199 万円を計上しまして、町債、公共土木施設災害復旧債 7,040 万円を計上し充当しております。

次に、歳入の説明です。11 ページをご覧ください。

歳出の説明の際に、歳入を合わせて説明していた項目以外の歳入を説明いたします。

款 11 地方交付税に、今回の補正財源として、普通交付税 348 万 8,000 円を、そして、特別交付税 843 万円をそれぞれ計上しました。

款 21 雑収入に、令和元年度後期高齢者医療市町村療養給付費負担金の生産による返還

金が、県の広域連合から収入されますので164万5,000円を計上しました。

次に、8ページでございます。第2表、地方債の補正で「変更」でございます。公共土木施設災害復旧事業の起債限度額を変更するものです。今回の補正により、町債の合計は、5億5,670万2,000円となります。

19ページから、給与費明細書を付けております。

以上、説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○4番（椎葉弘樹君） 18ページのまんが美術館グッズ作製委託料について、お尋ねします。この20万円の説明がなかったのですが、これはどのような追加になりますでしょうか。

○教育課長（北崎真介君） これは従来、昨年度から続いておりますまんが美術館グッズ作製の部分なのですが、これはロゴとか意匠ですね、デザインを作製しまして、本年は販売まで持っていくという話で進んできておったわけですが、これ以外に7月豪雨の復興応援グッズ作製をやるというところで、現在まんが事業をやっている村枝先生に協力をいただきまして、漫画家入門グッズを作製するというような計画で進んでおる話でございます。まんが美術館には、これまで来ていただいた漫画家の皆さんの作品が、イラストやサインとかがございますけれども、これらを活用したところでオリジナルの漫画家入門グッズを作製して展示していくというような、またそちらを最終的には、販売できるような形態に持っていくということで、現在委託をしたいということで、上げております。

○4番（椎葉弘樹君） この20万円を使って、村枝先生の豪雨災害復興グッズを作製するというので、説明を受けました。これを販売実際したときに、その売上げというのは、どのような配分で町が収めるのか、それともほかのものに還元していくのか、その計画はありますか。

○教育課長（北崎真介君） こちらもちろん売上げそのものは、美術館の収入として町に入ることになっていきますけれども、こちらは他事業へ活用、こういうパッケージを変化させていくというような考えでおりますので、今後またその中で発展させていければと思っております。

○4番（椎葉弘樹君） これ復興グッズであれば、やはりこの復興グッズとして義援金などのそういう活用なのかなとちょっと思ったものですから、町長か教育長どちらでしょうか、これは復興グッズとして売るけども、町の収入として全部収める考えでしょうか。

○議長（倉本 豊君） 答弁調整のため、休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時30分

再開 午前10時31分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

○教育課長（北崎真介君） まだ試験段階で計画しているところでございますけれども、こういう名目ではありますが、元々は豪雨の被災を応援したいという漫画家の方々の気持ちを反映させたいというところがあるものですから、それをやった場合、今後その金銭面でいくのか、そういった方達を応援していくのか、まだちょっと今のところははっきりしておりませんが、これから考えていきたいと思っております。

○4番（椎葉弘樹君） 予算の使い方として、やはりゴールがしっかり見えていないと、これから考えていくというのはちょっといかがなものかなと思いますが、これ町長はどのようにお考えでしょうか。

○町長（長谷和人君） 今回につきまして、今課長が答弁したところでございますけれども、今までにお世話になっております村枝先生から、今回こういうかたちでデザインをやっていただくというお話をいただきましたので、基本的に今からどういうふうなグッズ類ができるかどうかというのも、ちょっと未知の部分もあるところなのですが、今回20万円の、いわゆる破格値でございます、村枝先生、ご存知のとおり中央で物凄く人気のある先生でございますものですから、そこはもう時価評価よりかなり安い価格でやっていただくというところで、今回デザイン、アイデアをちょっといただこうかなというところでございます。

今椎葉議員がおっしゃってございましたゴールが見えていないというところがございましたので、まだこちらもちょうと手探りの状態でございますので、これから、先ほど今回の豪雨災害に伴う義援金等というふうなお話もあったのですが、そこは、その先にあるというところで、まずは動きをさせていただけないかということでの御提案ということで御説明をさせていただければというふうに思っているところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） このグッズ作製に関しましては、令和元年度で50万円、そして令和2年度で50万円、そして今回20万円ということで、合計120万円の投資をしております。これもこれから検討となると、ちょっとそれは課題になってきますので、早急にそのどういう使い道をするのかというのを導いていただいて、それを町の収入に上げるのか、それともほかの使い方をするのかそういったところを御検討いただけないでしょうか。

○町長（長谷和人君） 令和元年でございましたか、こちらのほうは、小川先生でございましたかね、をお願いいたしまして、一応形になるものが、実はあれも試作品だというふうに私としては考えておりますので、それが結局まだブラッシュアップできていない

ということで、どういうふうなかたちで、例えばTシャツとちょっと陶器類でございましたか、出来上がったものはあれだけではなくて、もう少しちょっと範囲を広げたかたちでグッズ類ができないかというふうなところもあるものですから、ちょっとやっぱりその部分については、どうしてもそこだけにとどまってしまっている傾向が、実はこれが、お役所がいけないのかもしれませんが、それに進んでいないというところがございますので、私もその部分については、十分注意しながら、配慮しながら、ちょっと先のほうを見越したところでの事業として、今回やらせていただけないかというふうに思っているところでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○5番（森山 宏君） 18 ページのですね、災害復旧費の件でお尋ねします。災害復旧ですので、原型復旧が基本だと思います。これに公有財産購入費というので6万円計上して、それに伴う経費だと思いますけれども、登記委託料に30万円。この長岡線の件とおっしゃいましたけれども、詳細についてお伺いいたします。

○建設水道課長（皆越克己君） 議員おっしゃるとおり、該当する部分は、長岡線に関する部分というところで、トンネルの上部の法面の復旧に際しまして、上部のほうの所有者の方に工事の際、影響する部分が出てまいりますので、その部分に関する買収をさせていただいて、町の施設として、その部分、関係した、影響したところについては、町の方で管理するというふうなかたちになろうかと思えます。

で、それについての関係する買収費用と、登記に係る費用ということでお願いをしているところです。

○5番（森山 宏君） 当該土地の購入費というのは分かりますけれども、これで土地代が6万円、登記料が30万円、というのは、土地が何十筆もあるというようなことのほうに考えんばんとでしょうか。

○建設水道課長（皆越克己君） 登記代等につきましては、土地の筆数というかたちに対しての、その手続きの費用というのがありますので、専門の方をお願いしたところです。専門といいますか、登記をお願いする方に見積を出していただいたところでの費用というところで、一般的な費用というかたちで補正の額が必要だということでありまして、お願いをしたいというところです。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○4番（椎葉弘樹君） 15 ページの人吉球磨県域中核機関設立準備負担金について、1点だけ確認をさせていただきます。これは平成27年度に設立しました人吉球磨成年後見センターというのがあるのですが、この団体とはまた違う組織を立ち上げられるということでしょうか。

○保健福祉課長（高木堅介君） 今御質問がありました件についてお答えします。成年

後見センターと同じ事務局にはなりません。で、まずこの中核機関の位置付けなのですから、令和3年度までに地域連携ネットワークというものを整備しなければならないとなっております。これがどういうものかといいますと、全国どの地域においても、成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるように、各地域において権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築するというものとなっております。その中の地域連携ネットワークの中核となる機関というのが、この中核機関に当たります。ですので、成年後見センターの一部ということになるかと思えます。以上です。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。

これから、議案第65号、「令和2年度湯前町一般会計補正予算（第9号）について」を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第66号 令和2年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（倉本 豊君） 日程第4、議案第66号、「令和2年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第66号、令和2年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の提案理由の説明を申し上げます。歳入歳出の予算の総額に、それぞれ64万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,896万4,000円とするものでございます。主な内容は、コクホライン保守委託料、退職被保険者医療給付の補正が主なものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○税務町民課長（堤田真由美君） 議案第66号、令和2年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算第3号について、御説明いたします。

8ページの事項別明細書、歳出から説明いたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費については、節11役務費に、県単位で

の資格管理を行う国保情報集約システム手数料に不足分として、4,000円を計上しました。この手数料は、国民健康保険団体連合会からの請求に基づくものですが、当初、国庫補助対象となっていました、国保連が行うオンライン資格確認稼働に向けた市町村支援作業費が補助対象にならないとのことで、県内45市町村で按分し負担することになったものです。

節12委託料に、コクホライン保守委託料不足分として、6万6,000円を計上しました。調整交付金交付申請等に使用する新規様式等の追加・変更に対する費用分になります。

款3国民健康保険事業費納付金では、退職被保険者に係る医療給付費平成30年精算分として、節18負担金補助及び交付金に、57万6,000円を計上しました。昭和59年10月から実施されていた退職者医療制度は、平成20年4月に廃止されていますが、経過措置があり、令和元年度までは存続していましたので、精算が発生してくることになります。

次に、歳入について、7ページをご覧ください。

款7繰越金には、財源とするため、前年度繰越金64万6,000円を計上しました。歳入歳出それぞれ64万6,000円を追加した補正となります。

以上で、説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第66号、「令和2年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第67号 令和2年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（倉本 豊君） 日程第5、議案第67号、「令和2年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 67 号、令和 2 年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 2 号）の提案理由の説明を申し上げます。歳入歳出の予算の総額に、それぞれ 20 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,618 万 4,000 円とするものでございます。

主な内容は、高齢者医療制度の見直しに伴うシステム改修対応業務委託料が補正の主なものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○税務町民課長（堤田真由美君） 議案第 67 号、令和 2 年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 2 号）について、御説明いたします。

8 ページの事項別明細書、歳出から説明いたします。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、節 12 委託料に、高齢者医療制度の見直しに伴うシステム改修対応業務委託料として、17 万 2,000 円を計上しました。平成 30 年度税制改正へ対応する改修になり、主な改修内容は、給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への 10 万円の振替を考慮する軽減見直しに対応するものになります。国庫補助金が 2 割ほど交付されることになっています。

款 3 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金、目 1 保険料還付金には、修正申告により保険料の還付が生じたので、不足分 3 万 3,000 円を計上しました。この支出分については、徴収した保険料を全額、広域連合に納付していることにより、全額広域連合に請求し、いただけることになっていますので、歳入にも同額計上しています。

次に歳入を説明いたします。7 ページになります。

款 3 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 1 事務費繰入金に、歳出で説明しましたシステム改修に伴う国庫補助金を一般会計で受け入れることになっていますので、一般会計からの繰入れ分として 3 万 4,000 円を計上しました。

款 4 諸収入、項 2 償還金及び還付加算金、目 1 保険料還付金に、歳出で計上しました保険料還付金と同額の 3 万 3,000 円を計上しました。

款 5 繰越金に、財源とするため、前年度繰越金 13 万 8,000 円を計上しました。歳入歳出それぞれ 20 万 5,000 円を追加した補正となります。

以上で、説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 67 号、「令和 2 年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 2 号）について」を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第 67 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 6 議案第 68 号 令和 2 年度湯前町水道事業会計補正予算（第 3 号）について

○議長（倉本 豊君） 日程第 6、議案第 68 号、「令和 2 年度湯前町水道事業会計補正予算（第 3 号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 68 号、令和 2 年度湯前町水道事業会計補正予算（第 3 号）の提案理由の説明を申し上げます。水道事業会計補正予算につきましては、収益的支出、水道事業費用の排水管等修繕費、職員の人件費の補正が主なものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○建設水道課長（皆越克己君） 議案第 68 号、令和 2 年度湯前町水道事業会計補正予算（第 3 号）につきまして御説明いたします。

2 ページをご覧ください。第 2 条収益的支出の補正になります。第 1 款、第 1 項、営業費用 4,706 万 3,000 円に 230 万円を追加し、4,936 万 3,000 円とするものです。

第 3 条、職員給与費については、議決事項として総額 517 万 7,000 円とするものです。

最後になります。9 ページをお願いいたします。令和 2 年度湯前町水道事業会計補正予算（第 3 号）見積の基礎により、御説明いたします。

収益的支出、款 1 水道事業費用、項 1 営業費用、目 2 配水及び給水費、節 4 修繕費に給・配水管の修繕に係る費用の補正 220 万円をお願いするものです。現在の予算残額に、今後の見込み額を、昨年度と同額程度見込み、220 万円をお願いするものです。

また、目 4 総係費、節 2 手当に時間外手当 10 万円を計上しました。

以上で説明を終わります。よろしく願いします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 68 号、「令和 2 年度湯前町水道事業会計補正予算（第 3 号）について」を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第 68 号は、原案のとおり可決されました。

ここで、休息のため休憩します。

-----○-----

休憩 午前 10 時 53 分

再開 午前 11 時 05 分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

-----○-----

日程第 7 議案第 69 号 令和 2 年度湯前町一般会計補正予算（第 10 号）について

○議長（倉本 豊君） 日程第 7、議案第 69 号、「令和 2 年度湯前町一般会計補正予算（第 10 号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 69 号、令和 2 年度湯前町一般会計補正予算（第 10 号）の提案理由の説明を申し上げます。歳入歳出の予算の総額に、それぞれ 181 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 47 億 1,595 万 7,000 円とするものでございます。

主な内容は、令和 2 年 7 月豪雨災害に係る国査定に係る土砂撤去費用及び被災された方への災害義援金の追加、インフルエンザワクチンの追加購入費用などが主なものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○総務課長（高橋 誠君） 一般会計補正予算（第 10 号）について、御説明いたします。

議案書の事項別明細書の歳出、11 ページをお開きください。

款 2 総務費でございます。項 1 総務管理費、目 14 災害復旧管理費は、災害復旧係の会計年度任用職員の通勤に掛かる費用弁償、そして、その下の項 2 徴税費、目 1 税務総務費、税務町民課において 1 月からの確定申告時に雇用する会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償、それぞれ、3 月末までの所要見込みに不足が見込まれますので補正計上いたしました。

款 3 民生費でございます。項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費は、災害義援金 100

万円でございますけども、熊本県からの義援金の2次配分金で、県の義援金配分委員会で被災対象者20世帯への追加配分金が決まりましたので、歳入のほう歳出と同額の、県からの義援金100万円を計上し充当するところでございます。

款4衛生費でございます。項1保健衛生総務費、目2予防費は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、例年実施しておりますインフルエンザ集団接種を希望される町民の方が多くなっていることからワクチン購入費を増額したものでございます。

款10災害復旧費、でございます。項1河川災害復旧費、応急修繕料55万2,000円は、宮ノ谷川橋梁災害等の国の災害査定に、現状の埋塞土の砂撤去が必要となったことから必要経費を計上いたしました。

次に、歳入の説明です。10ページをご覧ください。款11地方交付税に、今回の補正財源として、特別交付税81万5,000円を計上しました。以上、説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第69号、「令和2年度湯前町一般会計補正予算（第10号）について」を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 発議第4号 議会広報調査特別委員会の設置に関する決議について

○議長（倉本 豊君） 日程第8、発議第4号、「議会広報調査特別委員会の設置に関する決議について」を議題とします。

本案について、提案者の趣旨説明を求めます。

○6番（黒木龍次君） それでは、提案理由を朗読いたします。提案理由。住民に見える議会を目指す本議会にとって、議会だよりの発行や一般質問のユーチューブ配信、またホームページ及びSNSを活用した情報発信など、広報活動の充実、強化は必須の課題となっている。よって、地方自治法上の根拠を有する議会広報調査特別委員会を設置し、効果的な広報活動の調査研究を行うことにより、住民の議会活動への理解が深まり、ひいては、町政の発展のために寄与するものである。以上であります。

○議長（倉本 豊君） 以上で、説明を終わります。

ここで、お諮りします。本案の質疑及び討論は省略し、直ちに採決をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。よって採決します。

この採決は、起立によって行います。

黒木龍次議員ほか4名から提出された決議案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、本案は、提案のとおり決定しました。

[名簿配布]

○議長（倉本 豊君） お諮りします。ただいま設置されました議会広報調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第3項及び第4項の規定により、お手元に配布しました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。

したがって、議会広報調査特別委員会は、お手元に配布しました名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで、議会広報調査特別委員会を開催するために、暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時13分

再開 午前11時18分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど議会広報調査特別委員会が開かれ、委員会条例第7条第2項の規定によって、その委員長及び副委員長が互選されております。

ただいま委員長から発言の申し出があります。発言を許可します。

○議会広報調査特別委員長（森山 宏君） 議会広報調査特別委員会の委員長に私、森山議員と、副委員長に西議員が互選されましたので御報告いたします。また、これからの1期6人で委員会活動に努めてまいります。よろしくお願ひします。

-----○-----

日程第9 議員派遣について

○議長（倉本 豊君） 日程第9、「議員派遣について」を議題とします。

本件については、お手元に議案を配布しております。

お諮りします。会議規則第 128 条の規定により、一覧表のとおり議員派遣をしたいと思えます。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、そのとおり議員派遣することに決定しました。

-----○-----

日程第 10 総務厚生文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（倉本 豊君） 日程第 10、「総務厚生文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

総務厚生文教常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 74 条の規定によってお手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第 11 企画経済建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（倉本 豊君） 日程第 11、「企画経済建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

企画経済建設常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 74 条の規定によって、お手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第 12 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（倉本 豊君） 日程第 12、「議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第 74 条の規定によって、お手元に配りました次の議会の会期・会期日程等の議会運営の基本に関する事項及び前項以外の議長の諮問にかかる事項について、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 以上で、全ての議案審議は終了しましたが、ここでお諮りします。本定例会の会議録調製に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。よって、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任することに決しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 令和2年第9回湯前町議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午前11時23分

この会議録は書記が記載したものであるが、正確を証するためここに署名する

令和 年 月 日

湯前町議会議長

湯前町議会議員

湯前町議会議員